

# 令和3年3月改正 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に 配慮した建築設計標準」の解説

---

2021(令和3)年3月23日  
国土交通省住宅局建築指導課

- バリアフリー法の概要
- 建築設計標準とは
- 建築設計標準の改正概要
- 建築設計標準の改正[詳細編]
  - 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
  - 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- 設計事例紹介

## ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方



## バリアフリー

建築設計を行う上で、必要不可欠な要素

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方



# バリアフリー法の概要

# 1. バリアフリー法(建築分野に限る)の概要

## 特定建築物【令第4条】

### 多数の者が利用する建築物

(例)「学校」、「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」など

## 特別特定建築物【令第5条】

### 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(例)「公立小学校等及び特別支援学校」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」など

注: 条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① 2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② 2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

注: 条例により、面積要件の引下げ可

※増改築部分のみが義務化の対象

## 建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

注: 条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

## 建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。(※義務づけの対象ではない)

(例)・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車いす使用者用のトイレが必要な階にある など

法令に基づく基準  
基準チェックリスト

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

## 2. バリアフリー法の対象となる建築物

<b>特定建築物</b> (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への <b>適合努力義務</b> )	<b>特別特定建築物</b> ( <b>2,000㎡以上</b> (公衆便所については50㎡以上)の <b>新築、増築、改築又は用途変更</b> について、建築物移動等円滑化基準への <b>適合義務</b> 、 <b>2,000㎡未満、及び既存建築物</b> に対して建築物移動等円滑化基準への <b>適合努力義務</b> )
1.学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

# 3. バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準(義務基準)、建築物移動等円滑化誘導基準(誘導基準)の概要

## 1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)  
80cm 以上    120cm 以上
- 居室などの出入口  
80cm 以上    90cm 以上



## 2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅  
120cm 以上    180cm 以上



## 3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置  
片側    両側
- スロープ幅  
120cm 以上    150cm 以上
- スロープ勾配  
1/12 以下    1/12 以下  
(屋外は 1/15 以下)



## 7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅  
120cm 以上    180cm 以上



## 8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方々の不自由な方々のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数  
1つ以上    原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅  
350cm 以上    350cm 以上



## 9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。(建築物移動等円滑化誘導基準)



## 4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅  
80cm 以上    90cm 以上
- かごの奥行  
135cm 以上    135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)  
140cm 以上    160cm 以上
- 乗降ロビー  
150cm 角以上    180cm 角以上



## 5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数  
建物に1つ以上    各階ごとに原則 2% 以上
- オストメイト対応便房の数  
建物に1つ以上    各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数  
建物に1つ以上    各階ごとに1つ以上



## 6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数  
1% 以上    原則 2% 以上



## 10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



## 11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



## 12 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場などを設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようなする必要があります。

## 13 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようなする必要があります。(建築物移動等円滑化誘導基準)

条例による特別特定建築物の義務付け対象規模の設定と特定建築物の義務付け対象の追加と対象規模(表の規模以上)

制定自治体(20)	特別特定建築物の義務付け対象規模の設定状況(抜粋)								特定建築物の義務付け対象の追加及び対象規模の設定状況(抜粋)								
	学校特別支援	診療所又は病院	画覧劇場等	劇場観	は集会場又は公会堂	等物販店舗	はホテル又は旅館	官公庁等	飲食店	学校	事務所	下宿、寄宿舎、共同住宅	ム福祉ホー	保育所	運動施設	水泳場等	体育館
岩手県	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-	-	全て※1a	-	-	-	-	-	-	-
山形県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	-	1,000㎡	-	2,000㎡	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	全て	全て※1c	全て※1c	全て	200※1b,1c	200㎡	全て	200㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て※1a	500㎡	-	-	-	
東京都	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡	-	-	-	
世田谷区	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	1,000㎡※1a	全て	1,000㎡	-	-	-	
練馬区	全て	全て※1c	1,000㎡	全て※1c	200㎡	1,000㎡	全て	200㎡	全て	-	1,000㎡※1a	全て	1,000㎡	-	-	-	
神奈川県	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	500㎡	500㎡	500㎡	-	2,000㎡※1a	500㎡	-	-	-	-	
横浜市	1,000㎡	全て※1c	300㎡	全て※1c	300㎡	1,000㎡	全て	300㎡	1,000㎡	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡	-	-	-	
川崎市	全て	全て※1c	1,000㎡	500㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	1,000㎡	-	-	-	
石川県	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡※1a	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高山市	全て	全て※1c	500㎡	1,000㎡	500㎡	1,000㎡	全て	500㎡	全て	-	2,000㎡※1a	全て	-	-	-	-	
京都府	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	3,000㎡	2,000㎡	-	-	-	-	
京都市	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡	-	3,000㎡	3,000㎡※1a	-	-	-	-	-	
大阪府	全て※2a	全て※2a	500㎡	全て※1c,2a	200㎡※2a	1,000㎡	全て※2a	200㎡※2a	全て※2a	-	2,000※1a1b2b	全て※2a	1,000㎡	-	-	-	
兵庫県	全て	全て	全て	全て	100㎡	100㎡	全て	100㎡	全て	3,000㎡	2,000㎡※1a1c	全て	全て	-	-	-	
鳥取県	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	全て※2a	-	全て※2a	全て※2a	全て※2a	-	-	-	
徳島県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	1,000㎡※1a	-	-	-	-	-	-	-	
大分県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
熊本県	1,000㎡	1,000㎡	-	-	-	-	1,000㎡	-	2,000㎡	-	-	-	-	-	-	-	

※1は、義務付け対象となる用途及び用途ごとの義務付け対象規模について  
 ※1a:一部用途を義務付け対象から除く ※1b:用途により義務付け対象規模が異なる  
 ※1c:患者の収容施設の有無(診療所)、集会室の規模(集会所)、コンビニエンスストアであるか否か(物販店舗)、規模及び戸数(共同住宅)により、義務付け対象から除くもの及び義務付け対象規模が異なるものがある

※2は、義務付け対象となる建築物移動等円滑化基準の項目及び項目ごとの義務付け対象規模について  
 ※2a: EV等、建築物移動等円滑化基準の項目により義務付け対象規模が異なる ※2b:一部、建築物移動等円滑化基準の項目を義務付け対象から除く



# 5. 条例整備促進のための基本方針改正について

## 移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正（建築物関係部分抜粋）

2018年10月19日 公布  
2018年11月 1日 施行

### 五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

#### 1 (2) 国の講ずべき措置(設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等)

(略)、また、建築物の移動等円滑化に関しては、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものとする。

#### 2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

(略) なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。

## バリアフリー法第14条に基づく条例(地方条例)について

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、対象区域を設定して、以下の措置を講じることが可能。

(※必要に応じ、多雪区域や中心市街地等、特定の区域に限定した基準の付加も可能。)

- 義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途を追加すること
- 義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定すること
- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

現在、バリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している地方公共団体は計**20**団体（2020.9 時点）

#### ○都道府県(14)

岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県

#### ○市区町村(6)

東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市

## 現行制度 (バリアフリー法)

○建築主等が、**2000㎡以上の特別特定建築物※**を建築するときは、「**建築物移動等円滑化基準**」(利用居室までの経路のバリアフリー化、出入口、廊下、エレベーター、便所等のバリアフリー基準)に**適合**させなければならない。

※病院や劇場、飲食店、老人ホームなど不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

○**地方公共団体は、適合義務の対象となる建築物の規模を、条例で2000㎡未満で別に定める※**ことができる。

※適合させる基準は、2000㎡以上の特別特定建築物と同じ水準(上乘せは可能だが、緩和はできない)

## 改正の背景・課題

○現行の建築物移動等円滑化基準は、**全国一律で適合義務のかかる2000㎡以上の特別特定建築物を想定**しているため、**小規模の建築物にそのまま適用した場合に建築主等にとって過度な負担となる場合※**がある。

※例えば、スペースが必要な通路の幅員や、車いす使用者用便所、車いす使用者用駐車場も一律に設置義務

○地方公共団体における条例による規模の引下げが**拡がらない状況※**が続いている。

※条例により規模の引き下げを行っているのは20自治体(令和元年10月)。平成28年以降、条例を制定した自治体はなし。

## 政令の改正内容

○条例で特に小規模となる**500㎡未満の規模を設定した場合に、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」となるよう見直す※**。

※500㎡～2000㎡の規模を設定した場合は従来どおり

- 高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の一以上は、バリアフリー化(段差の解消、出入口の幅・通路幅の確保等)  
(政令) 幅の例：通路の幅員90cm(中大規模の場合は120cm)に合理化 ※条例で上乘せ可能
- 車いす使用者便所や車いす使用者駐車場の基準は、地方公共団体が規模等に応じて条例で定めることが可能。

(スケジュール パブコメ:10月23日～11月21日 公布:令和2年12月上旬 施行:令和3年10月1日)

# 高齢者、障害者等の円滑な移動等に 配慮した建築設計標準の改正

国土交通省では、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定し、用途や規模にかかわらず、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供し、周知に努めているところである。

## 建築設計標準

1982(S57)

身体障害者の利用を配慮した建築設計標準

1994(H6)(第1回改正)

高齢者・身体障害者の利用を配慮した建築設計標準

2003(H15)(第2回改正)

高齢者・身体障害者の利用を配慮した建築設計標準

2007(H19)(第3回改正)

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

2012(H24)(第4回改正)

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

2013.9 2020東京オリンピック・パラリンピック大会の開催決定  
 2014.1 障害者権利条約の批准  
 2016.4 障害者差別解消法の施行

2015(H27)(追補版)

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準  
 (劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)

- ① 車椅子使用者用の客席・観覧席の数やサイトラインの考え方に関する記述の充実
- ② 演劇や競技を鑑賞・観覧する上で配慮すべき設計上・運営上のポイント等の追加

2017.2 ユニバーサルデザイン2020行動計画の閣議決定  
 →共生社会の推進や一億総活躍社会の実現に向けた取組を進める

2017(H29)(第5回改正)

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

- ① バリアフリーに配慮した「一般客室」や既存ホテルのバリアフリー改修方法の提案
- ② 多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能トイレの分散配置を促進

2019(H31)(追補版)

ホテル又は旅館における高齢者・障害者等の円滑な移動等に  
 配慮した建築設計標準 追補版

- ① 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準の見直し
- ② 水廻り部分のバリエーションの追加
- ③ 客室内の段差解消等による車椅子使用者用客室の改修モデルの追加

2021(R3)(第6回改正)

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ② 重度の障害、介助等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

## バリアフリー法(主に建築分野)

1994  
(H6)

**ハートビル法※制定** ※高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる  
 特定建築物の建築の促進に関する法律

○不特定多数の者が利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、  
 身体障害者等が円滑に利用できるよう行政指導で誘導

2000 **交通バリアフリー法制定**

2002  
(H14)

**ハートビル法改正**

○特定建築物の範囲を拡大(学校、共同住宅、事務所、工場、  
 老人ホーム等を追加)  
 ○床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物の建築等  
 について、基礎的基準への適合を義務付け

【統合・拡充】

2006  
(H18)

**バリアフリー法※制定** ※高齢者、障害者等の移動等の  
 円滑化の促進に関する法律

○ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充  
 ○身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、全ての障害者を対象とした  
 ○床面積2000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館の建築時に  
 義務付けられる、車椅子使用者用客室の設置数を1以上に設定

2017.3~ バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会  
 を設置し、バリアフリー法等の見直しの方向性について議論

2018  
(H30)

**バリアフリー法改正**

- 理念に「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化(基本方針の改正)
- 地方公共団体による条例制定の推進(基本方針の改正)
- 義務付けの車椅子使用者用客室の設置数を客室総数の1%以上に改正

2020  
(R2)

**バリアフリー法改正** 「心のバリアフリー」に係るソフト施策の強化

- 高齢者障害者等用施設(車椅子使用者用便房及び駐車場)の適正な利用の推進
- 公立小中学校をバリアフリー基準適合義務の対象に追加

# 建築設計標準とは

## < 建築設計標準とは >

全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、**設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたもの。**

## < 建築設計標準の掲載内容 >

- ① 高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた**設計の基本思想**
- ② 設計を進める上での**実務上の主要なポイント**
- ③ **建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容を含めた建築物のバリアフリーの標準的な内容や望ましい整備内容等**
- ④ 高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて**設計時に考慮することが望ましい留意点**

## 第1部

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

→設計者、建築主、施設管理者等の実務に向けたセルフチェック

## 第2部

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

### 第1章


高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

### 第2章

単位空間等の設計

### 第3章

基本寸法等

 **建築設計標準**

## 第3部

設計事例集

建築物全体としてバリアフリー対応の優れた事例を選定し、バリアフリー対応の取組方法、快適性・デザイン性を踏まえたきめ細やかなバリアフリー設計上の配慮事項等について参考となる取り組みを紹介

## 付 録

バリアフリー法及び関係政省令・告示

バリアフリー法第14条に基づく地方条例の概要

検討会及び小規模店舗WGについて

小規模店舗に係る建築設計標準

→ビルオーナーや店舗関連の事業者や従業員等に小規模店舗のバリアフリー化に必要な整備等をよりわかりやすくご活用いただけるもの

→設計者、建築主、施設管理者等の実務に向けたセルフチェック

- 建築設計標準は、主に「第2章 単位空間等の設計」に、「法令に基づく基準」、「設計の考え方」、「設計のポイント」、「設計標準(留意点を含む)」、「モデル例」、「設計例」の各項目で構成している。
- 実際の設計においては地域性や用途・規模等を考慮し、高齢者、障害者等の意見を把握した上で建築設計標準を活用し、ニーズや利用実態に合った設計をするよう努められたい。

## 2.7 便所・洗面所の設計標準(抜粋)

### 【法令に基づく基準】

法令に基づく基準チェックリスト(設計者、建築主等の実務に向けたセルフチェックに活用)

### 【設計の考え方】

(社会的にニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的考え方)

### 【設計のポイント】

(設計を進める上での実務上の主要ポイント)

### 【設計標準】

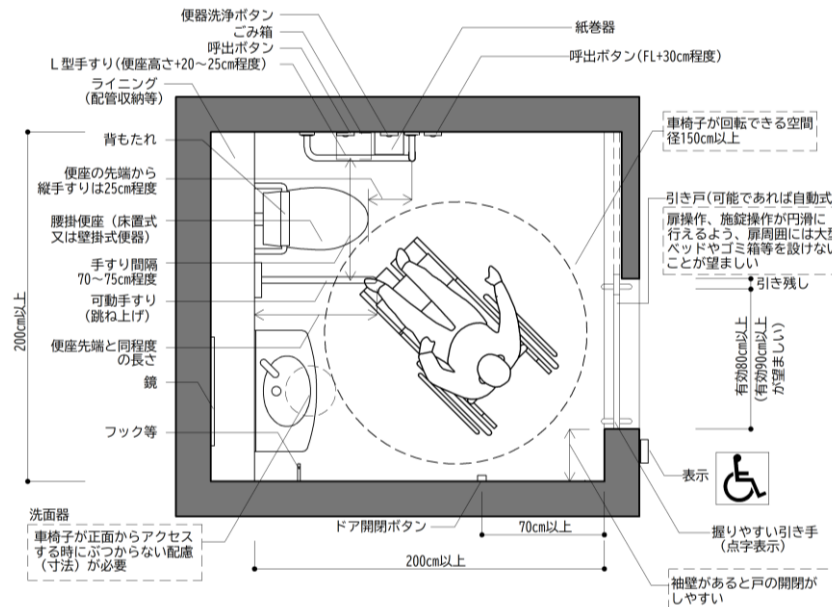
(整備内容及びその標準的な実現方法)

- 設置数・配置、出入口・空間の確保等、戸の形状、部品・設備等
- 2.7.1 便所・洗面所の設計標準(共通事項)
- 2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準
- 2.7.3 簡易型機能を備えた便房の設計標準
- 2.7.4 その他の一般便房の設計標準
- 2.7.5 改善・改修のポイント

### 留意点:洗面器

- 車椅子回転スペースに洗面器が張り出さないように、製品機種を選定に配慮する。

### 【モデル例】



### 【設計例】



車椅子使用者用便房  
(折り畳み式大型ベッド付き)

### 留意点について

- 設計標準をまとめるにあたって、高齢者、障害者等や、設計実務者、専門家等へのヒアリングにより得られた、様々な知見を紹介している。
- その内容は、専門知識をはじめ、単に数値では表現できない実態的な内容や、設計者の工夫など多岐にわたる。



建築設計標準において次のような考え方で記述を分けている。

「～とする」 : 主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、**建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容を含めた標準的な整備内容等であり、積極的に備えることが求められるもの**

「～望ましい」 : 上記の標準的な整備等を行った上で、さらにより安全かつ円滑な移動等の実現とともに、利用者の**利便性の向上や快適な利用ができるように備えることが望ましいもの**、又は**施設利用者や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの**  
(バリアフリー法における移動等円滑化誘導基準も含まれる)

## ● 建築設計標準の位置づけ(法令との関係)

### 法に基づく基準

(バリアフリー法)

### 建築設計標準

(全ての建築物を対象とした、設計ガイドライン)

#### 標準的な整備

建築物移動等円滑化基準を設計で具体的に実現するために参考とすべき内容

(法(義務基準)に規定されていない整備)

建築物のバリアフリーの標準的な整備内容等

建築物のバリアフリーの望ましい整備内容等・留意点

建築物移動等円滑化基準

建築設計標準を参考として、適切に建築物のバリアフリー化を推進する。

## ● 建築設計標準「単位空間等の設計」の記載例(左欄基準に対しては、参考とする)

法に基づく 建築物移動等円滑化基準	建築設計標準		
	標準的な整備 建築物移動等円滑化基準を設計で具体的に実現するために参考とすべき内容 (下記、一部省略)	法(義務基準)はないが、 建築物のバリアフリーの整備内容等 (下記、一部省略)	法(義務基準)はないが、 建築物のバリアフリーの望ましい整備内容等・留意点
(国交省告示第1496号) 政令14条第1項第1号に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国交省大臣が定める構造は次に掲げるものとする。 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ便房の標準内法寸法は200cm以上×200cm以上を基本とする。</li> <li>そのうち、床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける1以上の車椅子使用者用便房には、原則として、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースを設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。</li> <li>原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮する。</li> <li>排泄介助が必要な障害者(児)の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の車椅子使用者用便房を近傍に設ける場合には、車椅子使用者が便房へのアプローチや移乗方法を選択できるように、便器を左右対称に設けることが望ましい。</li> </ul>
(車椅子使用者用駐車施設の高さ)  基準無し	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペース等を屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要な有効高さ(梁下高さ等)を確保する。</li> </ul>	

## 全ての人にとって使いやすい建築物の整備に向けて

建築設計標準により広く活用され、**設計者等の更なる資質の向上**を促すことで、全ての人にとって使いやすい建築物が社会全体で整備されることが望まれる。

また、設計者及び建築主の企画・設計の実務や施設管理者の施設管理・改修、行政によるバリアフリーの推進等に**広く有効活用**していただくための手引きとなるよう策定したものである。

## 利用者の視点で積極的な取り組みが必要

建築物における**個々の計画の背景、用途等の特徴、目標設定(利用対象・営業形態等)**や諸**条件**に応じて、設計者、建築主、審査者、施設管理者等のそれぞれの立場で建築設計標準を参照しながら、**建築物のバリアフリー化に向けてハードとソフトを組み合わせた対応**が望まれる。

特に不特定多数の者が利用する建築物を建築する際の計画・設計においては、規模にかかわらず、建築主及び設計者等のバリアフリー対応の意識を高く持ち、利用者の視点で積極的に取り組んでいくことが重要である。

# 建築設計標準の改正概要

# 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会

## 設置趣旨

- 前回の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下、「ガイドライン」という。）」の改正から約2年半が経過したことから、障害者団体等からの要望を踏まえ、必要な見直しを行った。
- このため、1月31日に、学識経験者、障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を設置し、ガイドラインについて改正すべき内容の検討を行った。

### <主な改正事項>

- ① 高齢者、障害者等の利用に配慮した小規模店舗の設計等に関する考え方・留意点の追加
- ② 重度の障害、介助者等に配慮した設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加（国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等）

## 構成メンバー

- 学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体（オブザーバーとして関係省庁も参加）  
・上記改正事項の①の項目については、「小規模店舗WG」を設置して集中的に議論。

## スケジュール

- 1月31日に、第1回検討会を開催し、現状の取組状況・課題を整理するとともに、検討会の進め方について審議。
- 6月29日に、第2回検討会を開催し、バリアフリー設計に関するガイドラインの改正の方向性等について議論。
- 関連団体等からのヒアリングを経て、検討会及び小規模店舗WGにて審議頂き、パブリックコメントを経てガイドラインを改正し、令和3年3月に公表した。

時期	検討会	小規模店舗WG
令和2年1月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回検討会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会及び小規模店舗WGの設置について</li> <li>・現状の取組状況・課題について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回WG ※第1回検討会と合同開催</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者・障害者団体、関連業界団体等からのヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者・障害者団体、関連業界団体等からのヒアリング</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3回開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第2回: 6/29</li> <li>第3回: 10/28</li> <li>第4回: 12/25</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3回開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第2回: 6/29</li> <li>第3回: 10/28</li> <li>第4回: 12/25</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントの実施（令和3年1月29日～3月1日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントの実施（令和3年1月29日～3月1日）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準改正版の公表（令和3年3月12日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模店舗における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（抜粋版）の公表（令和3年3月12日）</li> </ul>

## 学識経験者

5名

(学識経験者:5、関係団体:43)

座長	高橋 儀平	東洋大学 名誉教授
	佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科 教授
	菅原 麻衣子	東洋大学ライフデザイン学部人間環境システム学科 教授
	松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻 准教授
	布田 健	国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅生産研究室 住宅情報システム研究官

## 高齢者・障害者団体

10団体

- (公社) 全国精神保健福祉会連合会
- (公社) 全国脊髄損傷者連合会  
全国手をつなぐ育成会連合
- (公財) 全国老人クラブ連合会
- (一財) 全日本ろうあ連盟
- (特非) DPI日本会議
- (社福) 日本身体障害者団体連合会
- (一社) 日本発達障害ネットワーク
- (一社) 日本パラリンピアンズ協会
- (社福) 日本視覚障害者団体連合

## 建築関係団体

6団体

- (公社) 国際観光施設協会
- (一社) 日本建材・住宅設備産業協会
- (一社) 日本建設業連合会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会

## 地方公共団体

4団体

- 日本建築行政会議(JCBA)
- 東京都、大阪府、横浜市

## 事業者団体

23団体

### 【店舗事業者】

- (一社) 全国銀行協会
- 日本郵便株式会社
- (一社) 全国生活衛生同業組合中央会
- 全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- 全国理容生活衛生同業組合連合会
- 全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- (一社) 日本フードサービス協会
- (一社) 全国スーパーマーケット協会
- (一社) 日本スーパーマーケット協会
- (一社) 日本ショッピングセンター協会
- 日本チェーンストア協会
- (一社) 日本フランチャイズチェーン協会
- 日本商工会議所
- 全国商工会連合会
- 全国商店街振興組合連合会
- 全国中小企業団体中央会

### 【ビル事業者】

- (一社) 日本ビルディング協会連合会
- (一社) 不動産協会

### 【その他】

- (公社) 日本医師会
- (一社) 全日本シティホテル連盟
- (一社) 日本ホテル協会
- (一社) 日本病院会
- (一社) 全日本駐車協会

## 関係省庁オブザーバー

オブザーバー各省庁等

内閣官房オリパラ事務局、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省総合政策局、国土交通省都市局、国土交通省観光庁、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所

- 「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備させることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものです。
- 国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等から構成される検討会及び小規模店舗WGを設置して、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表した。

## 現状の課題

- 店舗内部の障壁となっている
  - ①入口の段差解消・扉幅の確保、②可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるべき。
- 備品対応、従業員の接遇や社内研修の充実、情報提供等のソフト面の充実が必要。

- 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害や介助者の利用を想定した整備を考慮すべき。(車椅子トイレ及び駐車場等)
- 「多機能便房」に利用が集中している実態があるため、機能の分散化や適正利用の推進、案内表示の見直し等が必要。

- 設計段階から当事者の意見を取り入れた取組や小規模店舗の優良事例を掲載すべき。

## 主な改正事項

### 1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

### 2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

#### ● 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し

[対象:全ての建築物] 配管収納部分等を除いた有効内法寸法2m以上角を確保する旨を明示

[対象:2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物]

大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正

- 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加  
高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実

- 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)  
車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m以上)に対応した必要な有効高さを確保すると明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確に改正(屋内の車椅子使用者用駐車施設も対象)

### 3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を掲載

# 1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- ① 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- ② 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- ③ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

現行

(なし)

改正

## 【出入口・店舗内部の通路の確保等】 ①

- ・出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。
- ・店舗内及び通路には段差を設けない。
- ・通路は、車椅子使用者等が円滑に移動できる有効幅員90cm以上を確保する。

## 【車椅子使用者が利用できる席(飲食店)】 ②

- ・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
- ・固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動席とすることが望ましい。
- ・また、可動式のテーブルや落ち着いて食事ができる等の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい。

## 【利用の支援やコミュニケーションのための備品の活用等(ソフト面の対応)】 ③



●車椅子可搬型スロープ



●貸出し用の車椅子



●筆装置を活用した会計・対話



●点字・墨字併記のメニュー



●杖を立てかけるホルダー



●スタッフ研修(メニュー等の読み上げ等)

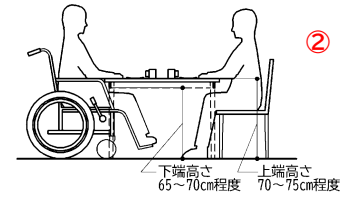
## 【モデル・設計例】 ①



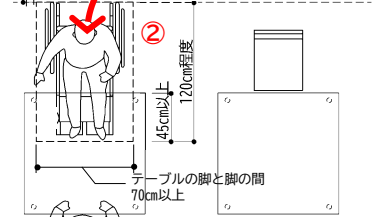
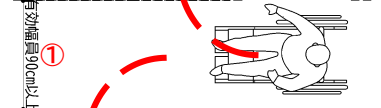
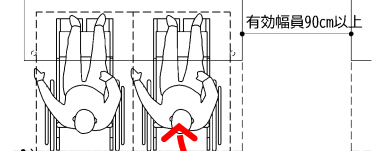
●改修による自動式引き戸の設置、出入口前後の高低差の解消



●可動式の椅子席(カウンター席)



●車椅子が利用できるテーブルの高さ



●飲食店舗の通路の有効幅員・座席



## 2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

### ●車椅子使用者用便房の大きさの見直し

#### ① 対象：全ての建築物(共通)

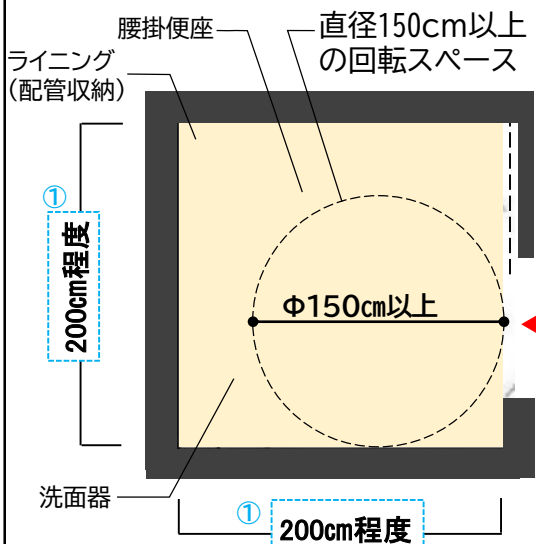
トイレの大きさは、配管収納スペース等を除いた有効内法寸法で、2m以上×2m以上を確保することを明示

#### ② 対象：①のうち、床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物 大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』 ⇒『直径180cm以上』を設けることに改正

#### 現行

##### 【参考モデル例】

○対象：全ての建築物

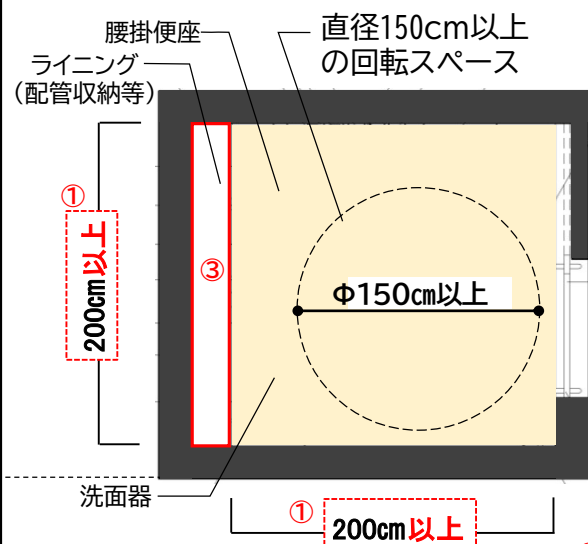


補足：現行の設計標準のモデル例はライニング無しの場合が掲載されており、上図は、ライニング等を有効寸法に含めた場合の参考例示

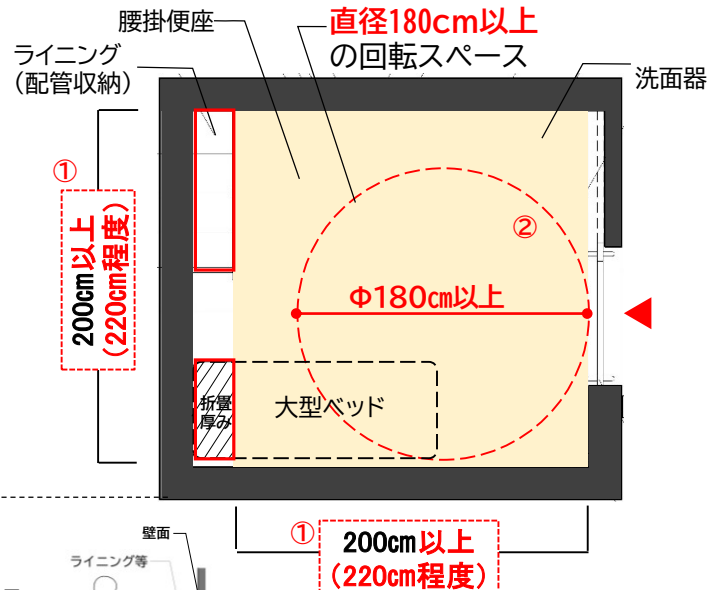
#### 改正

##### 【モデル例】

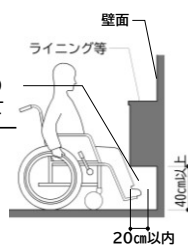
○対象：全ての建築物



○対象：床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合



② 設備等下の車椅子のフットサポートに乗せた足が通過するスペースを有効とする場合



<車椅子の回転有効スペース>

※ライニング等が無い場合のモデル例も設計標準に例示

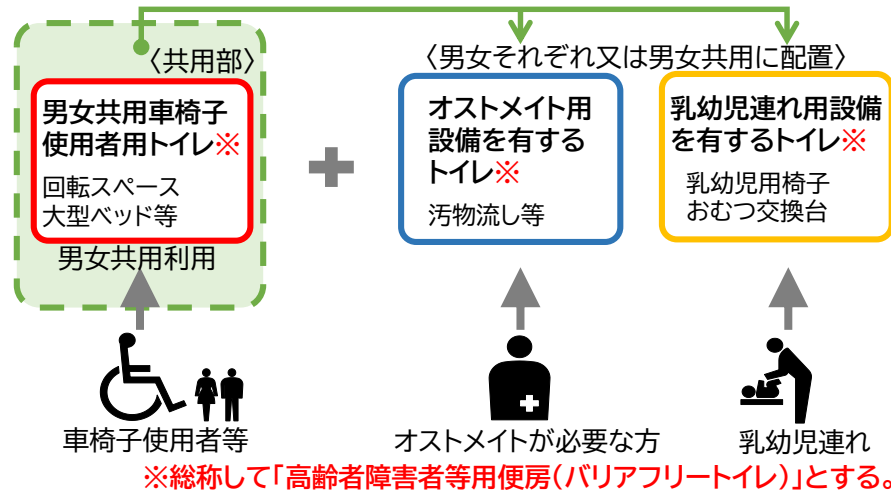
### ●多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

- ・高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実

#### 改正

#### 分散配置を考慮した個別機能を備えた便房(機能分散化)

○多機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要な個別機能トイレとする

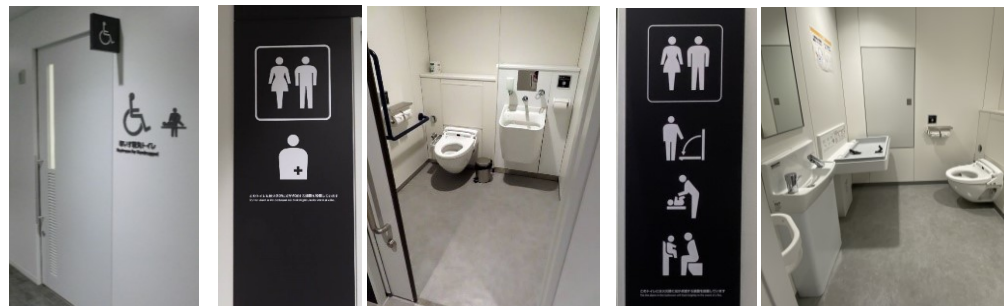


#### 【便房の機能を示す表示板(標識)】

高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、**主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。**

#### 【設計例】

##### ●個別機能を備えた便房の表示例(車椅子使用者用便房・男女共用便房等)



・車椅子使用者用便房の表示と介助ベッドのピクトグラムの表示

・オストメイト用設備を有する便房

・乳幼児用設備を有する便房

##### ●個別機能を組み合わせた便房の表示例

(利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者便房に個別機能を付加した便房)



・全ての障害者を対象とした国際シンボルマークと男女共用のみの表示(便房内は大型ベッド付き)



・便所設備(機能)の分散配置を示した表示  
全ての障害者を対象とした国際シンボルマークとオストメイト用設備のピクトグラム表示のみ

## 2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

### ●車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)

- ①建築物に1以上設ける車椅子使用者用駐車施設は、「車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(230cm以上)に対応した必要有効高さを確保する」と明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確にした改正
- ②既存の車椅子使用者用駐車施設等で大型福祉車両が、駐車できない場合の運用面への柔軟な対応を追加

#### 現行

①  
・車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根又は庇を設ける場合には、車いす用リフト付き車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

＜留意点＞リフト付き車両の高さ  
一般的なリフト付き車両の高さは、230cm程度である。

#### 【モデル例】

#### 【設計例】

(なし)

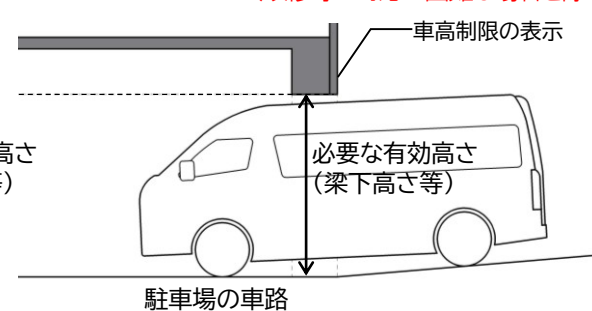
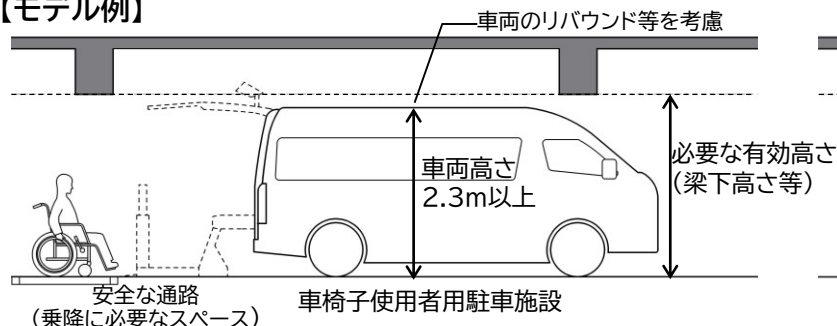
#### 改正

①  
・駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。

①  
・車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペースを屋内に設ける、又は屋外の駐車場施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要有効高さ(梁下高さ等)を確保する。

(改修等で対応が困難な場合を除く)

#### 【モデル例】



#### 【設計例】地下駐車場出入口



②  
・既存の車椅子使用者用駐車施設等において、車両高さ制限の制約により、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等(車高230cm以上)の駐車ができない場合には、乗り降り可能な場所を別途確保する、当該車両が駐車できるスペースに誘導する工夫を行う等、運用面での柔軟な対応が行うことができるように備える。

(対応例:一部のエリアで車高が確保できる車椅子使用者用駐車施設を設ける等)

### 3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- ① 国立競技場、小規模店舗(飲食・物販・サービス)、病院、歴史的建造物等の**優良な設計事例を追加**
- ② 設計段階から、**高齢者・障害者等の意見を取り入れた建築物(国立競技場、他)を追加**

#### 改正

#### ● 国立競技場における車椅子使用者用客席のサイトライン

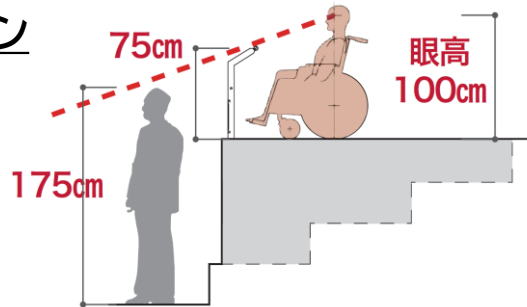


施設外観  
提供: 独立行政法人日本スポーツ振興センター



車椅子使用者用客席  
提供: 独立行政法人日本スポーツ振興センター

①



・前列席の人(身長175cmを想定)が立ち上がった状態でも、車椅子使用者用客席の視界を妨げない計画とされ、フィールド全体が視認できる。

※サイトライン(可視線)とは  
劇場等の客席・観覧席の各々の人が前列の人の頭又は肩を越して視焦点(舞台やスクリーン、競技スペース等)を見ることが出来る視野の限界線のことである。

#### 車椅子使用車用客席のサイトライン

出典: 独立行政法人日本スポーツ振興センター「国立競技場について」  
<https://www.jpnsport.go.jp/kokuritu/Portals/0/kokuritu/project-summary/kokuritsukyougijounitsuite.pdf>

#### ● UDワークショップの意見を踏まえた改善(国立競技場)

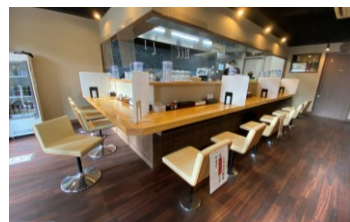
- エレベーターの階数表示・階数ボタンの配置の改善
- 車椅子使用者用トイレの機器の配置の改善
- 男女共用トイレの付添利用対応(カーテン設置)
- 車椅子使用者用客席をバランス良く分散
- 外部に補助犬トイレを設置



● UDワークショップの実施

出典: 独立行政法人日本スポーツ振興センター「国立競技場におけるユニバーサルデザインワークショップについて」  
<https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/sonota/universaldesignworkshophnitsuite.pdf>

#### ● 小規模店舗の事例



● カウンター型のラーメン店  
(10席のうち可動式の椅子席: 4席)

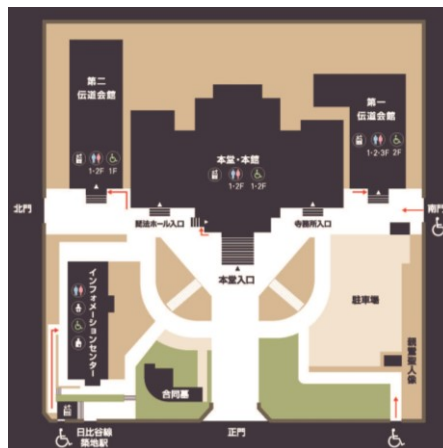


● 車椅子使用者のまま食事ができる可動席



● 車椅子のまま調髪できる理容所

#### ● 障害当事者を含む専門会社の提案意見を取り入れ、改修・改善を進める歴史的建造物(築地本願寺)



● 全体配置図等(HP掲載の案内図)  
調査による提案を受けて、文字の大きさの変更やエレベーターを利用したバリアフリー経路等の表示が実施されている



● 階段(本堂)  
調査による提案を受けて、階段の段鼻には、注意喚起のため端部の色の塗分けがされている(柄については継続検討中)



● 出入口(本堂)の傾斜路  
出入口の階段には傾斜路が併設されている(調査による提案を受けて、手すり設置による安全対策を2020年度中に実施する方針)

# 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

[詳細編]

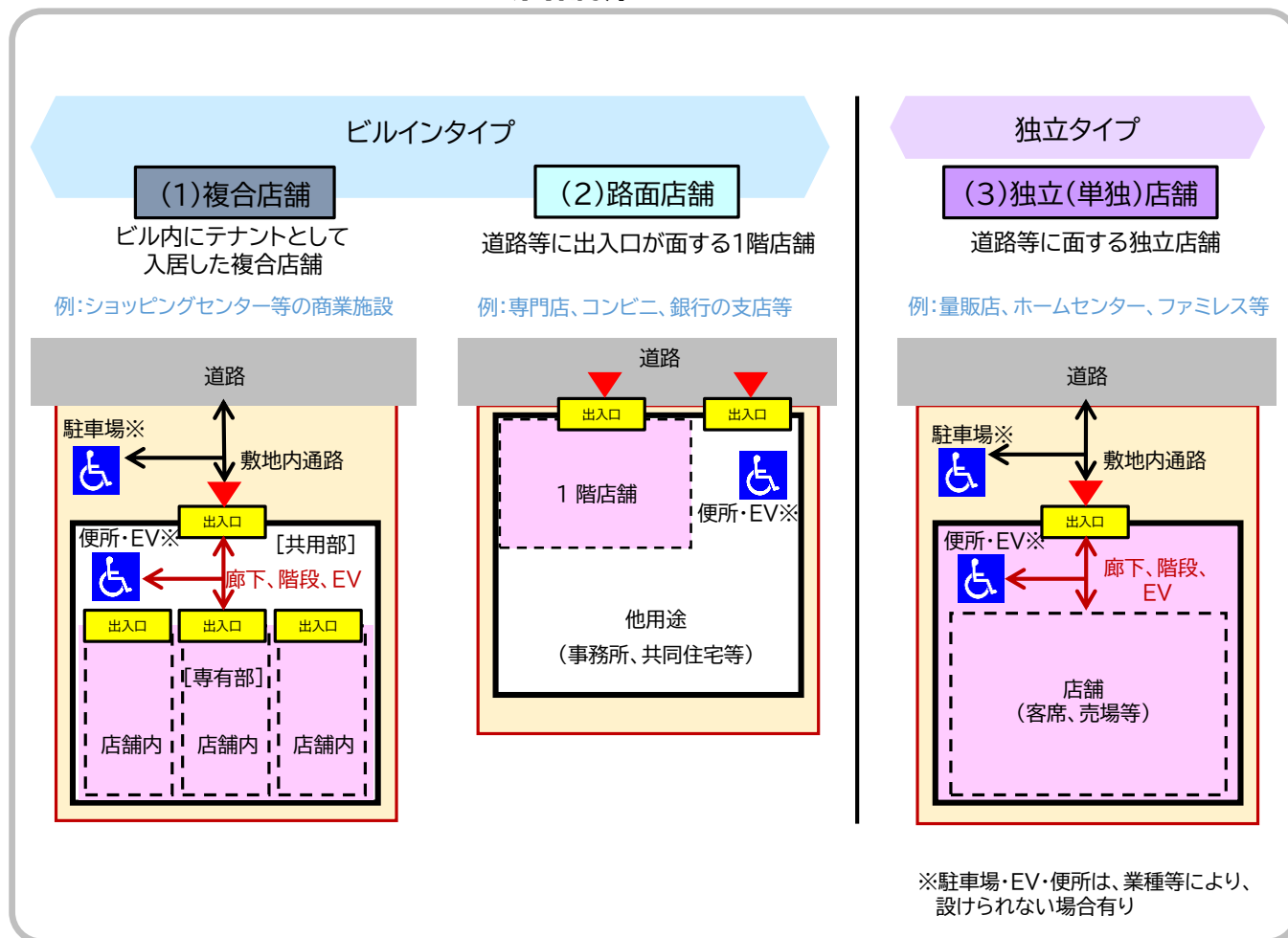
# 小規模店舗の用途区分

店舗の用途区分については、店舗の利用シーンに応じたバリアフリー対応の観点から、9つの業種、複合店舗、路面店舗、独立店舗の3つの店舗形態に区分して整理する。

## < 業種 >

用途	業種
物販店舗	スーパーマーケット、量販店、ホームセンター、書店等
	コンビニエンスストア、日用品販売店等
	専門店(衣料品店、靴店、眼鏡店等)
飲食店舗	テーブル型飲食店 (ファミリーレストラン、居酒屋、料理店(和・洋・中)等)
	カウンター型飲食店 (ラーメン店、回転寿司、牛丼チェーン等)
	セルフサービス型飲食店 (ファーストフード、コーヒーチェーン等)
サービス店舗	銀行・郵便局等
	薬局、クリーニング店、質屋等
	理容所、美容所

## < 店舗形態 >

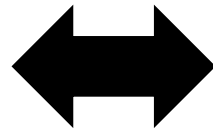
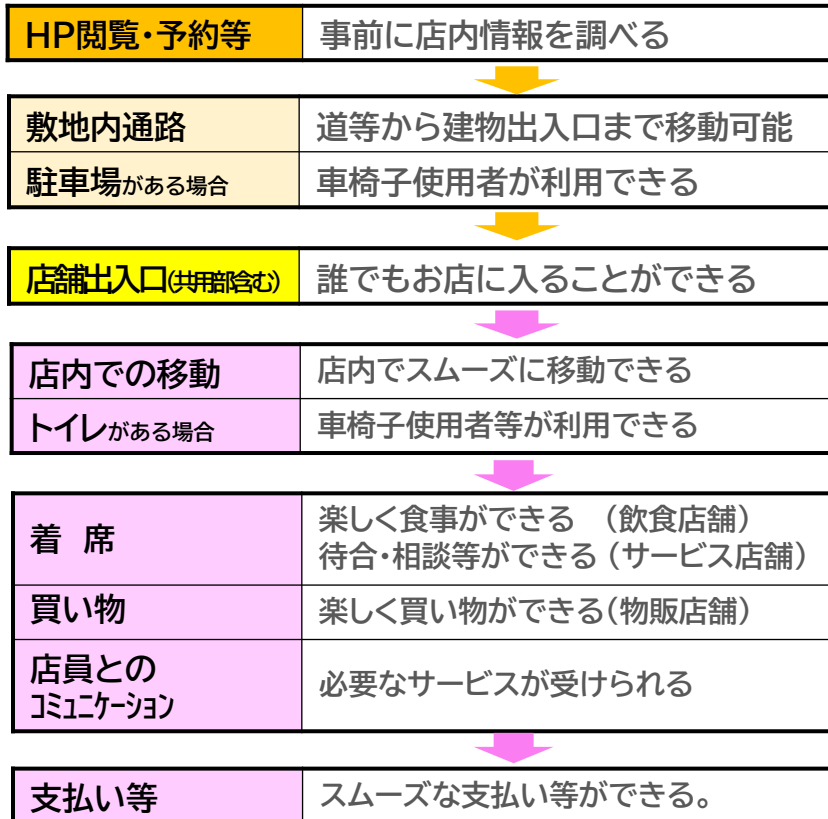


# 小規模店舗の利用シーンに応じた単位空間

建築設計標準の「第2部 第2章 単位空間等の設計」等は、店舗の利用シーンに応じて以下のA、B、Cの3区分の単位空間等の各項目ごとに整理している。

- A** 店舗への移動等 : 店舗までの経路・男女共用トイレ等
- B** 店舗内部の移動等 : 来店後に店舗を利用するためのハード対応
- C** ソフト面の工夫 : 案内等の人的対応、情報提供等

## 【店舗の利用シーン】



## 【単位空間等の設計】

以下の赤字は建築設計標準の該当箇所

### A 店舗への移動等

第1部第2章単位空間等の設計

A1	敷地内の通路	2.1
A2	駐車場	2.2
A3	建築物の出入口	2.3
A4	案内表示	2.14
A5	廊下、階段	2.5
A6	エレベーター・エスカレーター	2.6
A7	車椅子使用者用便房等	2.7
A8	店舗の出入口	2.8

### B 店舗内部

第2部第2章2.12店舗内部

B1	待合スペース
B2	発券機、自動販売機、給茶機等
B3	通路(共通事項)
B4	通路+商品陳列(棚又はハンガーラック等)
B5	通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)
B6	配膳カウンター、ドリンクカウンター
B7	サービスカウンター、記載台
B8	試着室
B9	ATM
B10	車椅子使用者用便房等(専用) ※A7に記載 2.7
B11	会計カウンター、レジ等

### C ソフト面の工夫

第1部第1章1.1(2)管理運営上の配慮

C1	来店前の情報提供・予約
C2	備品の対応、貸出し
C3	店内の案内、誘導、コミュニケーション
C4	会計、商品引き渡し

# 小規模店舗の用途区分に応じた単位空間等について

「**A** 店舗への移動等の単位空間等」は店舗形態に応じて、「**B** 店舗内部の単位空間等」については業種に応じて、それぞれ求められるバリアフリー対応が異なるため、店舗形態、業種ごとに、バリアフリー対応が必要となる項目を整理した。また、「**C** 利用シーンに応じたソフト面の工夫」については、店舗形態、業種によらず共通である。

## **A** 店舗形態に応じた店舗への移動等の単体空間等

第1部第2章単位空間等の設計

店舗形態		ビルインタイプ		独立タイプ
		(1) 複数店舗	(2) 路面店舗	(3) 独立(単独) 店舗
店舗への移動等				
A1	敷地内の通路 2.1	○	○	●
A2	駐車場 2.2	●	—	●
A3	建築物の出入口 2.3	●	●	●
A4	案内表示 2.14	●	○	●
A5	廊下、階段 2.5	●	—	●
A6	エレベーター・ エスカレーター 2.6	●	—	○
A7	便所、洗面所(共用) 2.7	●	○	—
A8	店舗の出入口 2.8	●	● A3と共通	●

【凡例】●：対象となる整備、○：対象となる整備となる場合もある

赤字は建築設計標準の該当箇所

## **C** 利用シーンに応じたソフト面の工夫

第1部第1章1.1(2)管理運営上の配慮

C1	来店前の情報提供・予約
C2	備品の対応、貸し出し
C3	店内の案内、誘導、コミュニケーション
C4	会計、商品引き渡し



# 小規模店舗の用途区分に応じた単位空間等について（続き）

## B 業種に応じた店舗内部の単体空間等

物販店舗
飲食店舗
サービス店舗

業種		店舗内を自由に移動しながら、買い物を行う			客席まで案内を受けて、着座して食事する		一定のルートに沿って自ら通路を移動してサービス等を受ける			
		量販店、ホームセンター、書店等	スーパーマーケット、コンビニ、日用品販売店等	専門店(衣料品店、靴店、眼鏡店等)	テーブル型飲食店	カウンター型飲食店	セルフサービス型飲食店	銀行・郵便局等	薬局、クリーニング店、質屋等	理容所、美容所
B1	待合スペース				○	○	○	●	●	●
B2	発券機、自動販売機、給茶機等				●	●	●	●	●	
B3	通路(共通事項)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
B4	通路+商品陳列(棚又ハンガーラック等)	●	●	●						
B5	通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)				●	●	●			
B6	配膳カウンター、ドリンクカウンター				○		○			
B7	サービスカウンター、記載台	○						●		
B8	試着室			●						
B9	ATM	○	○					●		
B10	車椅子利用者用便房等(専用)※A7に記載	●	●		●	●	●	○		○
B11	会計カウンター・レジ等	●複数	●	●	●	●	●	●	●	○

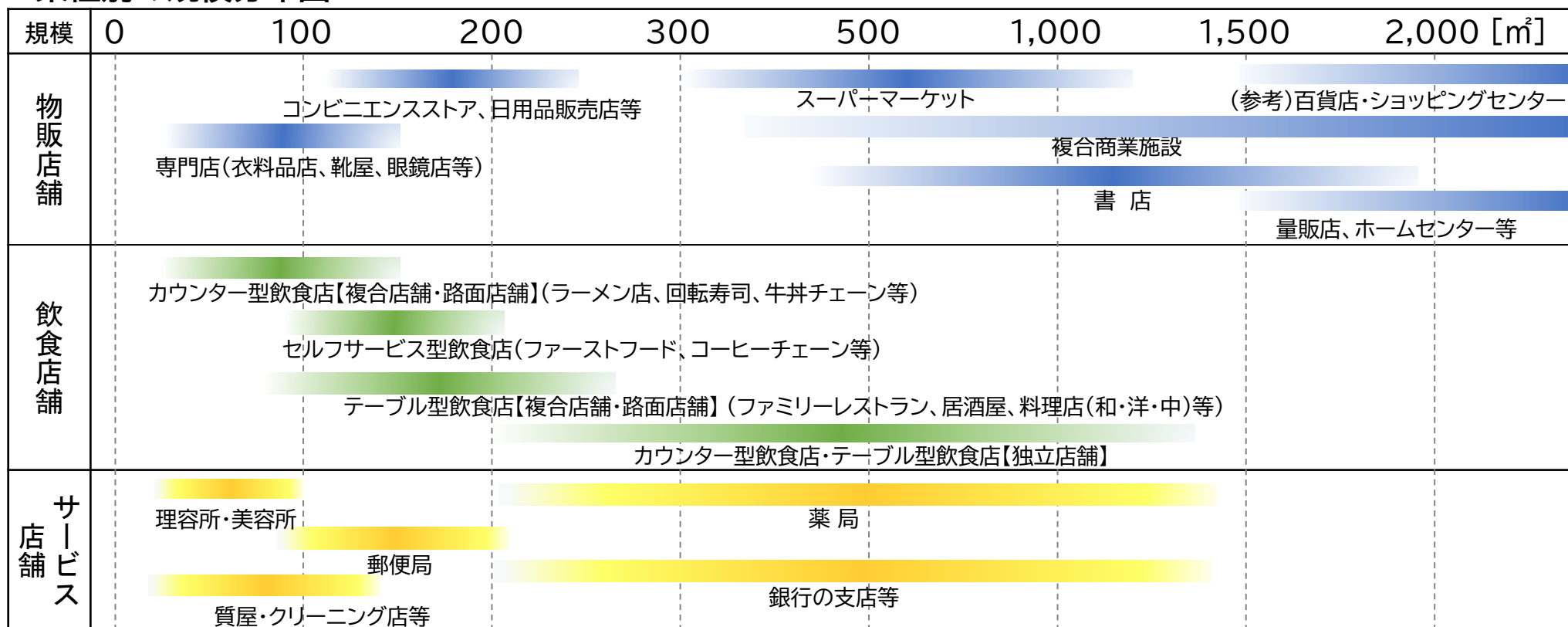
【凡例】 ●:対象となる整備、○:対象となる整備となる場合もある  
 赤字は建築設計標準の該当箇所

# 小規模店舗における業種別の規模分布

店舗の規模は、下図に示すように店舗の業種に応じて一定の範囲に分布している。

それぞれの店舗の規模区分を踏まえつつ、店舗形態、業種ごとの店舗の用途区分に応じて、ハードとソフトの両面から効果的なバリアフリー対応の検討を行い、積極的に取り組むことが必要である。

## ■業種別の規模分布図



- ・各業種の出店募集に基づき整理。複合商業施設、百貨店、ショッピングセンターは、設計事例や関係団体からの意見に基づき整理。郵便局、銀行の支店等は、小規模店舗に係るバリアフリー化の実態調査の結果に基づき整理。
- ・百貨店、ショッピングセンター、複合商業施設は、複数の店舗の合計の床面積で記載している。

# 改正内容について

## ●小規模店舗の「単位空間等の設計」に係る内容

### A 店舗への移動等

- A1 敷地内通路
- A2 駐車場
- A3 建築物の出入口
- A4 案内表示
- A5 廊下、階段
- A6 エレベーター・エスカレーター
- A7 便所、洗面所(共用)
- A8 店舗の出入口

### B 店舗内部の移動等

#### ◆設計の考え方・ポイント

- B1 待合スペース
- B2 券売機、自動販売機、給茶機等
- B3 通路(共通事項)
- B4 通路+商品陳列(棚又はハンガーラック等) -物販店舗-
- B5 通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子) -飲食店舗-

### B 店舗内部の移動等(続き)

- B6 配膳カウンター、ドリンクカウンター
- B7 サービスカウンター、記載台
- B8 試着室
- B9 ATM
- B10 車椅子利用者用便房等 ※A7に記載
- B11 会計カウンター、レジ

#### ◆改善・改修のポイント

### C ソフト面の工夫

- C1 来店前の情報提供・予約
- C2 備品の対応、貸し出し
- C3 店内の案内、誘導、コミュニケーション
- C4 会計、商品引き渡し

# A. 店舗への移動等

---

- 【主な改正事項】①敷地内と道路との段差解消の工夫の追加(L形側溝の切り下げ等)や敷地内の通路に砂利敷、飛石等は避ける旨を追加  
 ②留意点として、道路から店舗の出入口までのバリアフリー化に留意して1階床レベルを設定することが望ましいこと、必要に応じて排水溝を設けることが考えられることを追加  
 ③排水溝の蓋は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないよう目の細かい構造とし、濡れても滑りにくい仕上げとする旨を追加

## 現 行

●本体P2-20・21抄

### 【設計標準:通路】

・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)

①

(記載なし)

②

(記載なし)

### 【設計標準:溝蓋等】

・杖先や車椅子のキャスター等が落ちないよう、蓋のスリット等の幅は2cm以下とする。

## 改 正

下線は法令上の適合義務基準

●本体P2-47・48抄 ①

### 【設計標準:通路】

・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)

・敷地内の通路と道路との境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮することが望ましい。

### 【設計例】



敷地内の通路と道路の境界部の縁石の切り下げ

### <留意点:敷地内の通路における段差解消>

・道等から建築物の出入口までの経路上に、砂利敷、飛石、小段等があると車椅子使用者やベビーカー等の移動等が難しい。このような場合、施設管理者又はテナント等は、道等から建築物の出入口まで円滑に利用することができる経路を1以上、確保できるよう、別の措置を講じる必要がある。

### <留意点:1階床の位置(レベル)の設定等>

・建築物(店舗)の1階床の位置(レベル)は、道等と敷地との高低差、敷地の高低差、外構部の雨水排水計画等を十分に考慮して、道等から建築物(店舗)の出入口までのバリアフリー化が可能となる高さ・位置に設定することが望ましい。  
 ・小規模店舗等において、道等から建築物の出入口までの距離が短く、大雨等の際の建築内への雨水の侵入を防ぐことが困難な場合には、敷地内に排水溝を設置することが考えられる。

### 【設計標準:溝蓋】

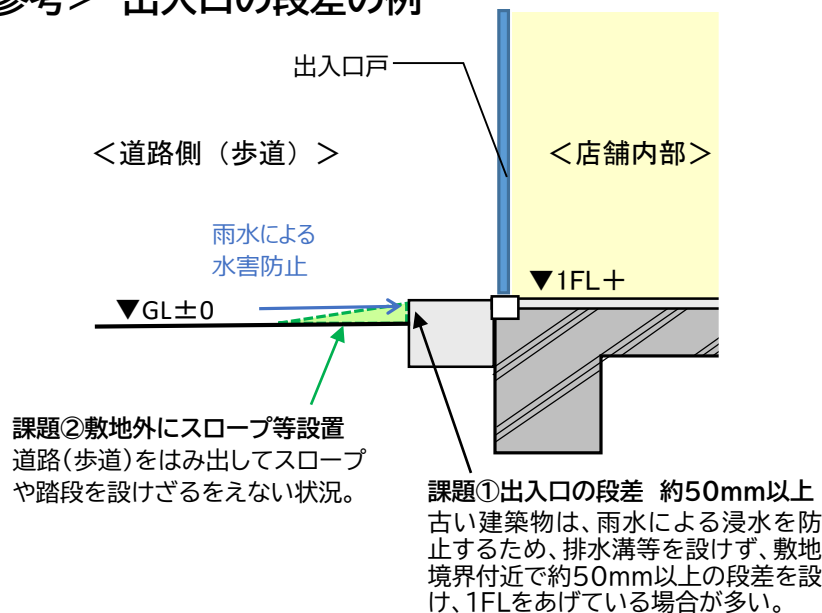
・主要な経路上に排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないよう目が細かい構造(ピッチ:1.5cm以下、隙間:1cm以下)とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

※:今回の改正・見直し部分

現行	【モデル例】 (なし)	【設計例】 (なし)
----	----------------	---------------

## <参考> 出入口の段差の例

※:今回の改正・見直し部分



●踏み段を道路内に設置  
段差のため、車椅子使用者  
が入店困難であるうえ、踏  
み段が、歩道上に設置させ  
ており、通行の障害となる。



●段差かつ外開き戸のため、  
車椅子使用者の入店が困難。

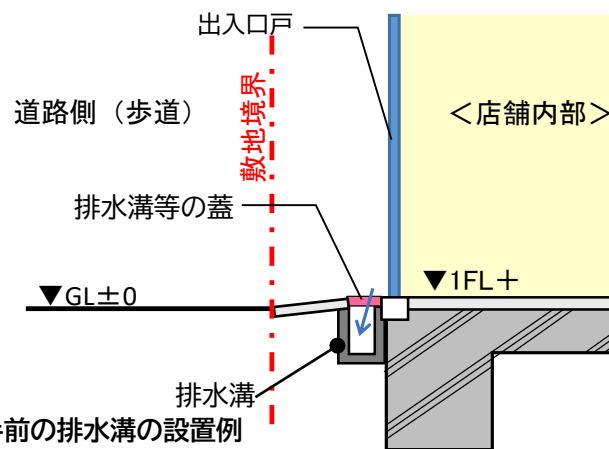


●鉄板敷を道路内に設置。  
段差解消の鉄板敷は、歩道  
上に設置されており、通行  
の障害となる。

## 改正

### 【モデル例】

●本体P2-69・70抄



### 【設計例】

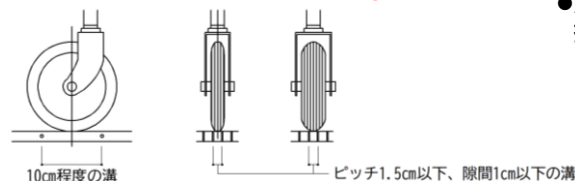


●既存改修による出入口前後  
の段差解消(傾斜路の設置)



●入口手前と境界沿いの  
排水溝

車椅子前輪の大きさ 手動車椅子 電動車椅子 ③



●排水溝等に車椅子の前輪が落下しない配慮

- 【主な改正事項】
- ① 狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等でやむを得ない場合、敷地内の通路と乗降スペースを兼用することで、運用上、車椅子利用者用駐車施設を確保することが考えられる旨を追加
  - ② 車椅子利用者用駐車施設の乗降スペースの表面について、斜線での塗装による区分のほか、床材の色の違い等により区分することも選択できることを追加

## 現行

【設計標準：車椅子利用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】 ●本体P2-31

- ・幅は、350cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
- ・乗降スペースの表面は、斜線で塗装する。 ②

②

①

## 改正

下線は法令上の適合義務基準

【設計標準：車椅子利用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】

- ・幅は、350cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車から車椅子仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。 ●本体P2-63
- ・乗降スペースの表面は、斜線等の塗装、床材の色の違い等により、その他の部分と容易に識別できるよう区分する。 ②

●本体P2-59 ①

<留意点：狭小敷地等でやむを得ない場合の車椅子利用者用駐車施設の乗降スペース>

- ・狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等でやむを得ない場合には、関係機関と協議の上、車椅子利用者用駐車施設の乗降スペースを、人の出入りが少ない建築物の出入口(通用口等)に通ずる敷地内の通路(避難経路以外の通路)と兼用することが考えられる。
- ・この場合、通常的車椅子利用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。

【主な改正事項】①運用上、一般の駐車施設でも車室スペースの横に乗降スペース等がある場合には、車椅子使用者の乗降が可能となり、車椅子使用者にとって有効となる旨を留意点とモデル例に追加

### 現行

#### 【車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】

●本体P2-31抄

- ・幅は、350cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
- ・リフト付車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。

#### <留意点>

(記載なし)

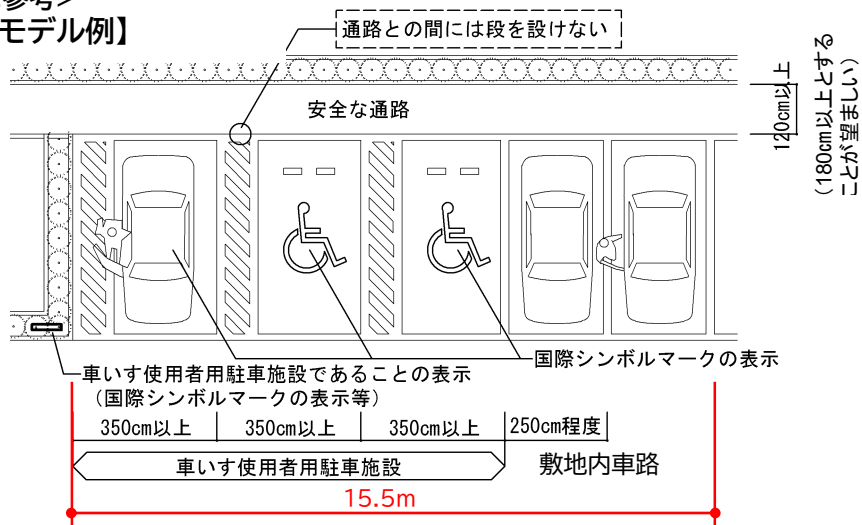
#### 【モデル例】

(なし)

※：今回の改正・見直し部分

### <参考>

#### 【モデル例】



### 改正

下線は法令上の適合義務基準

#### 【車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】

- ・幅は、350cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車から車椅子用リフト付福祉車両、バス仕様の奥行きについて検討することが望ましい。
- ・車椅子用リフト付福祉車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。

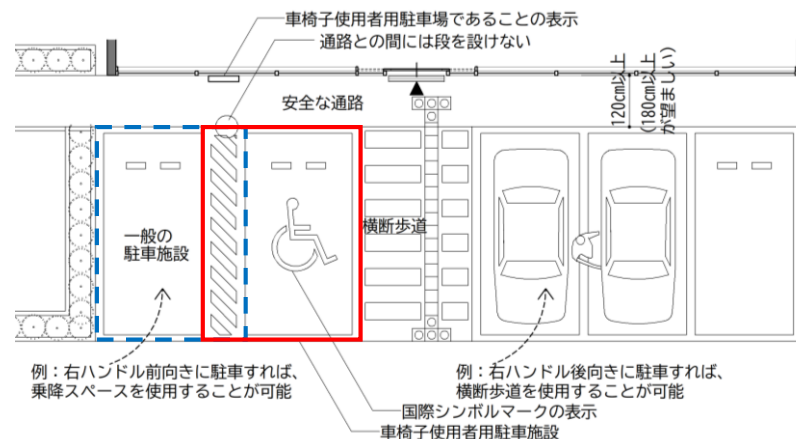
#### <留意点：車椅子使用者が利用可能な駐車施設を確保する配置・運用の工夫> ①

- ・車椅子使用者用駐車施設以外の駐車施設でも車室スペースの横に乗降スペース等がある場合には、安全を確認した上で、車椅子使用者の乗降を可能とすることが考えられる。(例えば、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースに隣接して一般の駐車施設を設ける場合も同様である。)
- ・こうした工夫により、車椅子使用者用駐車施設が使用されている場合には、他の一般の駐車施設でも車椅子使用者の駐車利用が可能となる。

#### 【モデル例】

●本体P2-60

- 運用上、車椅子使用者の利用可能な駐車場を考慮した駐車場配置例 ①





【主な改正事項】① 車椅子使用者用駐車施設は、平置き式のものとするのが望ましいが、狭小敷地である場合等において、やむを得ず、機械式駐車装置で確保する場合、車椅子使用者の利用に支障がないものとしなければならないことを追加

② 機械式駐車装置による車椅子使用者用駐車施設について、操作盤の位置、乗降スペースの寸法等の留意点を追加

下線は法令上の適合義務基準

## 現行

### 【設置数・配置】

・駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設ける。

（記載なし）

①

### <留意点>

（記載なし）

②

### 【モデル例】

（なし）

※：今回の改正・見直し部分②

## 改正

### 【設置数・配置】

●本体P2-62

・駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設ける。

①

・車椅子使用者用駐車施設は、平置き式とするのが望ましいが、狭小敷地の場合等、やむを得ず、機械式駐車装置で確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車椅子使用者の利用に支障がないものとする。

### <留意点：車椅子使用者対応の機械式駐車装置について>

②

- ・車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。
- ・乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。
- ・機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。
- ・通常的車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。
- ・入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置き式等を含む）を考慮し設定する。

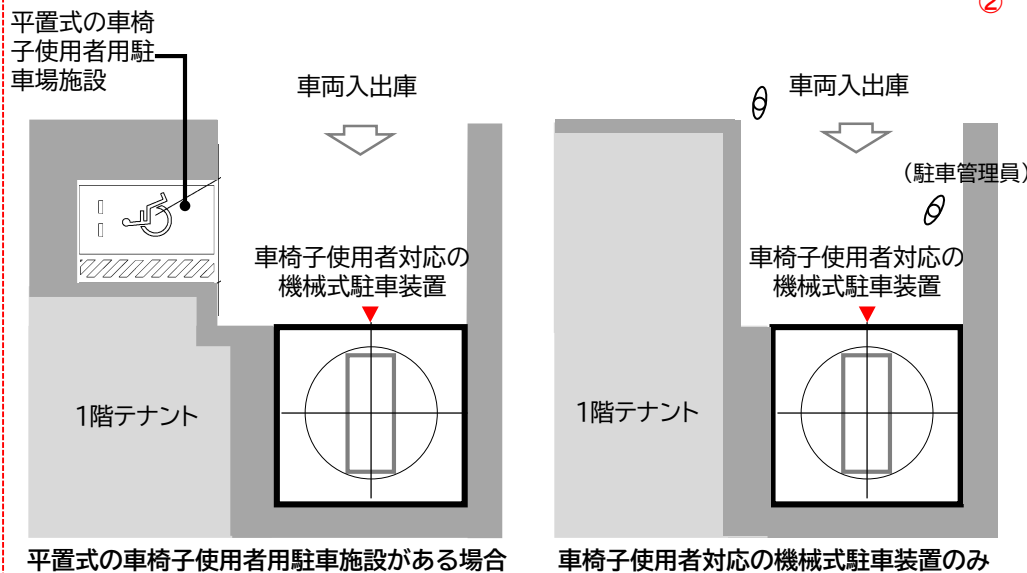
### 【モデル例2】

### 【設計例】

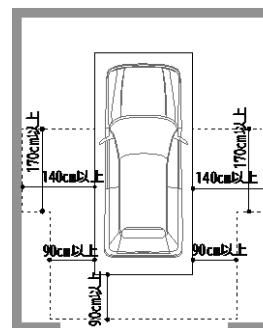
### 【モデル例1】

●本体P2-62

②



●車椅子使用者対応の機械式駐車装置を設置するレイアウト例



●車椅子使用者対応の機械式駐車装置例



車椅子利用者対応の機械式駐車装置の例（フルフラット化）  
（出典：駐車場便覧／全日本駐車協会等）

【主な改正事項】①道等と出入口の距離が短い場合には、音声等による誘導、又は従業員等による人的誘導を行う旨を追加

②視覚障害者等の来店時に、従業員が来店時に迅速に対応できるための出入口の壁面材料に留意することが望ましい旨を追加

## 現 行

●本体P2-22・23抄

### 【設計標準:視覚障害者誘導用ブロック等】

- 道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。①
- 視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声による案内・誘導、従業員等による人的誘導を行う。

(記載なし)

### 【モデル例】

①

(なし)

## 改 正

下線は法令上の適合義務基準

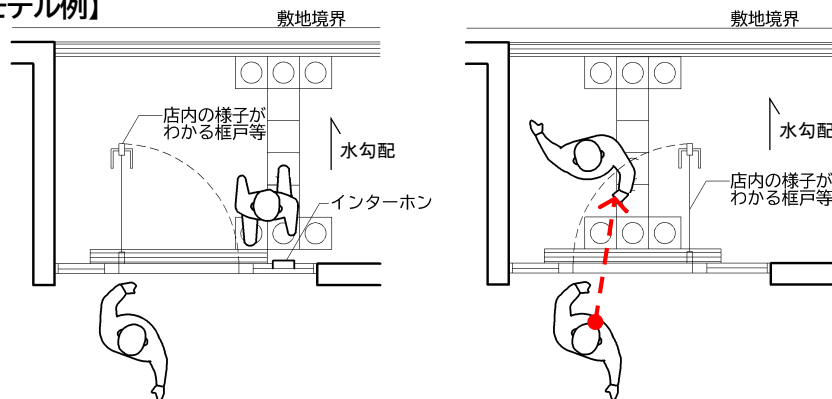
●本体P2-73・75抄

### 【設計標準:視覚障害者誘導用ブロック等】

- 道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る**1以上の経路**には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。①
- 道等と建築物の出入口の距離が短い等**、視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、**又は従業員等による人的誘導を行う。**
- 案内設備や案内所を設けることが困難な場合等において、従業員等②による人的誘導を行う計画とする場合には、視覚障害者等の来訪が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料(透明ガラス面仕上げ等)に留意することが望ましい。**

### 【モデル例】

①



●出入口への案内設備(インターホン)の設置

●出入口の人的誘導

- 【主な改正事項】 ①建築物(店舗)の出入口前後の140角以上の水平スペースの設ける→「確保する」に変更。出入口前に十分な幅員の歩道がある場合等は、歩道も含めて確保することでよいものとする。
- ②店舗内外の様子がわかるガラス戸等の採用(衝突防止対策を含む)、衝突防止対策について追加

### 現行

●本体P2-37抄

#### 【設計標準:出入口の有効幅員、空間の確保等】

- ・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、①140cm角以上の水平なスペースを設ける。

#### 【設計標準:戸の形式】

- ・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。
- ・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる窓を設けることが望ましい。

#### 【モデル例】

②

(なし)

### 改正

下線は法令上の適合義務基準

●本体P2-69～71抄

#### 【設計標準:出入口の有効幅員、空間の確保等】

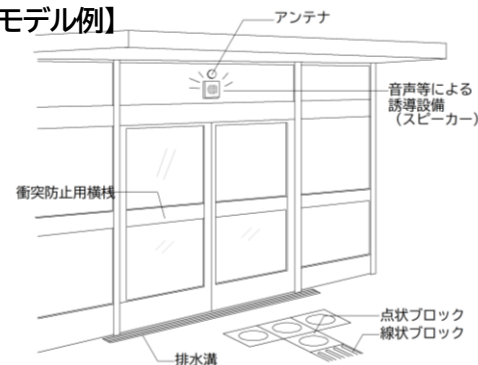
- ・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、①140cm角以上の水平なスペースを確保する。

#### 【設計標準:戸の形式】

- ・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。
- ・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかるガラス窓を設けることが望ましい。
- ・戸に設けるガラス窓は、車椅子使用者や子ども等の存在がわかる高さ・位置とする。
- ・衝突時や転倒時の事故防止のため、戸のガラス等には安全ガラス窓(合わせガラス又は強化ガラスをいう。以下同じ)を用いる。
- ・戸の全面をガラスとする場合や出入口付近の壁面全面をガラスとする場合には、衝突防止シールや横棧等の衝突防止対策を講じることが望ましい。

#### 【モデル例】

②



- ・自動式引き戸の出入口(視覚障害者誘導用ブロック等は出入口の手前まで敷設)

【主な改正事項】①店舗出入口のチャイム音が、視覚障害者の目印になることがあることについて追加し、設計例も追加  
②複数店舗の1階出入口にある点字を併記した案内板等の設計例を追加

## 現行

### 【設計標準：点字・音声等による案内板】

●本体P2-40抄  
・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)

### 【設計標準：音声による案内・誘導】

●本体P2-160抄  
・視覚障害者の利用に配慮し、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設けることが望ましい。

### <留意点>

(記載なし)

### 【モデル例】

(なし)

### 【設計例】

(小規模店舗の案内板の事例なし)

## 改正

### 【設計標準：点字・音声等による案内板】

●本体P2-40抄  
・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)

### 【設計標準：音声による案内・誘導】

●本体P2-160抄  
・視覚障害者の利用に配慮し、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設けることが望ましい。

### <留意点：出入口付近のチャイム等による目印>

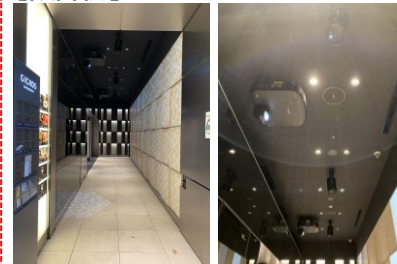
●本体P2-274 ①  
・出入口付近で鳴るチャイム等は、視覚障害者等が道路を歩いているときに目的地や位置を把握するための目印になる。

### 【モデル例】



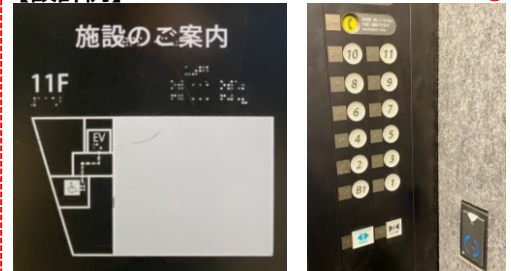
●出入口における音声案内装置

### 【設計例】

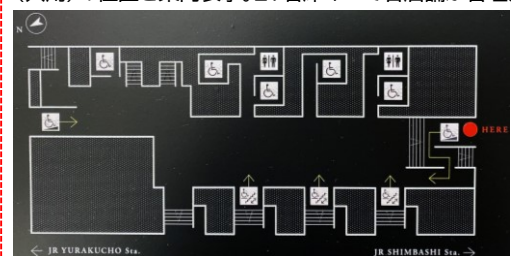


●大通りに面する複合店舗(音声誘導)  
道路から複数店舗ビルの入口・エレベーター乗場まで店舗特有の音響誘導装置で来客を誘導。

### 【設計例】



●点字を併記した案内板（複数店舗ビルの1階）  
1階のEV乗場ボタン部に、11階の車椅子使用者用便房（共用）の位置を案内表示。EV着床キーで各店舗が管理。



●点字を併記した案内板（複数店舗の出入口）  
複数店舗で構成する路地入口に、車椅子使用者用便房（共用）・スロープ等の位置を点字併記の案内表示。

※上記青枠破線部分を改正

- 【主な改正事項】 ①主たる階段の幅員120cm以上とし、望ましい階段の幅員140cmの解説を追加  
 ③階段幅員120cmの場合(直上階の居室が200㎡超)の標準的な整備内容(手すりの設置を片側とする)を示すモデル例を追加

## 現行

### 【有効幅員、空間の確保等】

●本体P2-55抄

- ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
- ・蹴込み寸法は、2cm以下とする。
- ・引っかかり防止に配慮し、蹴込み板のない階段形状等は避けることが望ましい。
- ・原則として、同一の階段は、同一のけあげ・踏面寸法とする。
- ・階段の勾配は、緩勾配とすることが望ましい。

① 階段の有効幅員は、140cm以上とすることが望ましい。  
 (手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。)

- ・階段には、踊場を除き、両側に手すりを設けることが望ましい。
- ・けあげの寸法は、16cm以下とすることが望ましい。
- ・踏面の寸法は、30cm以上とすることが望ましい。

### 【モデル例】

②

(なし)

## 改正

●本体P2-90・93抄

### 【有効幅員、空間の確保等】

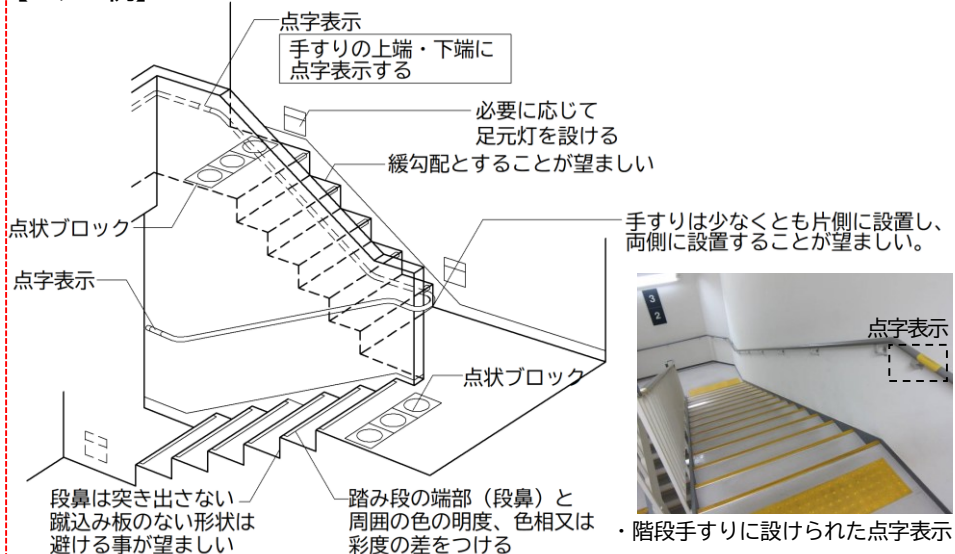
①

- ・主たる階段の有効幅員は、120cm以上とする。(手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。)
- ・杖使用者が円滑に上下できるよう、階段の有効幅員は、140cm以上とすることが望ましい。

(上記以外は現行(左)のまま)

### 【モデル例】

②



●小規模建築物の階段(直上階の居室が200㎡超、有効幅員120cm以上)の例

- 【主な改正事項】
- ①小規模建築物(小規模店舗)にエレベーターを設ける場合には、かごの奥行き135cm以上とし、座位変換型の(電動)車椅子使用者等の利用を考慮し、奥行き150cm以上が望ましい旨を追加
  - ②義務付けのかご幅等を明示した上で、これ以外の多数の者が利用し、又は2,000㎡未満の不特定多数の者が利用する建築物におけるエレベーターのかごの幅は140cm以上、かつ収容人員11人乗以上とすることが望ましい旨を追加
  - ③地上階の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、エレベーターを1以上設けることが望ましい旨を追加

### 現行

#### 【かごの広さ】

●本体P2-63抄

・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。

①

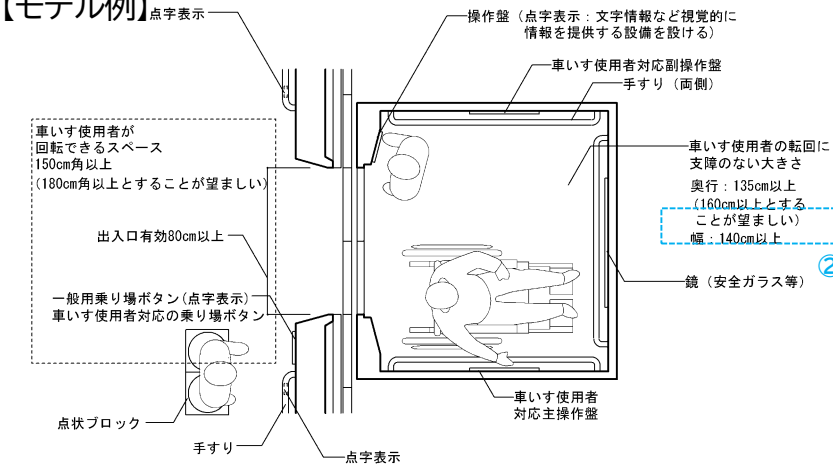
・主要な経路上のエレベーターのかごの幅は、140cm以上とする。

・主要な経路上のエレベーターのかごは、車いすの転回に支障がない構造とする。

②

③

#### 【モデル例】



### 改正

#### 【かごの広さ】

●本体P2-97・98

・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。

・座位変換型の電動車椅子使用者等の利用に配慮し、主要な経路上のエレベーターの籠の奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。

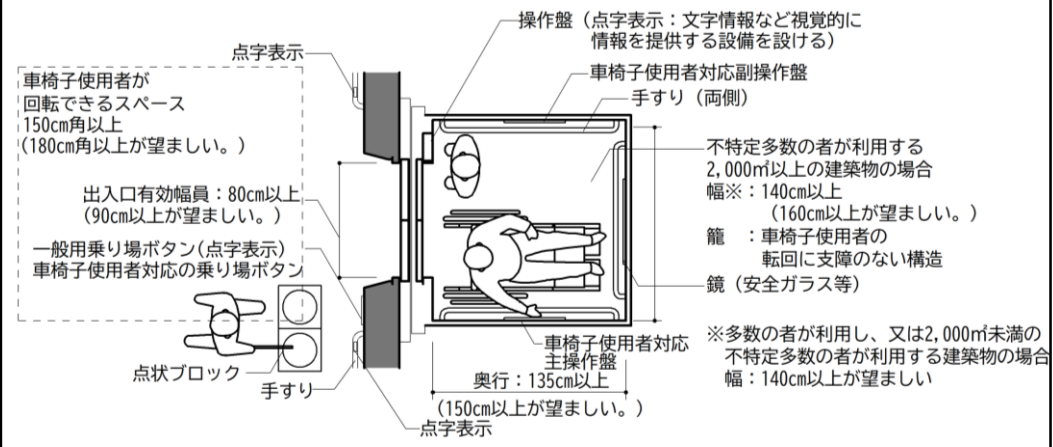
・床面積の合計が2,000㎡以上の不特定多数の者が利用する建築物では、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、140cm以上とし、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。(収容人員11人乗り以上)

・多数の者が利用し、又は床面積の合計が2,000㎡未満の不特定多数の者が利用する建築物でも、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、140cm以上かつ収容人員11人乗り以上とすることが望ましい。

・地上階の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するエレベーターを、1以上設けることが望ましい。

#### 【モデル例】

●本体P2-102



【主な改正事項】 小規模店舗を含む建築物において高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設けることの必要性や男女共用の便房の設置について、設計の考え方に追加

## 現 行

## 【設計の考え方】

●本体:P2-73抄

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。

(記載なし)

- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車椅子利用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設ける。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。
- ・また近年では、知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設計とすることも求められている。

## 改 正

## 【設計の考え方】

●本体:P2-111

- ・**重度の障害者を含めて幅広い**高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、**より多くの様々な建築物に**高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。
- ・特に近年は、日常生活及び社会生活において利用される用途の建築物(診療所・物販店舗・飲食店舗・サービス店舗等)には、規模にかかわらず、**高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設けることが求められている。**
- ・このようなニーズに対応するためには、道等に面する独立(単独)店舗に高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設けるほか、複数の店舗や事務所用途等が入居するテナントビルに、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保するよう、テナント数や規模に関わらず、**高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を共用部分に設けることが重要となる。**
- ・**高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所などのバリアフリー整備は、建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みである。**
- ・便所・便房の**計画・設計**においては、施設用途や規模の**他**、多様な利用者を十分に**把握・**想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・**計画・設計にあたっては**、まず、バリアフリー法に義務付けられた「車椅子利用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」の設置方法、便房数を検討し、さらに**施設を利用する**高齢者、障害者、乳幼児連れ等の利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。
- ・また近年では、**視覚・知的・発達障害者等**や高齢者同士の異性による介助・**同伴利用、性的マイノリティの利用**により、**男女共用の便房の設置**に対するニーズも高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の**設置**が求められている。

【主な改正事項】 高齢者障害者等便房(バリアフリートイレ)の1つとして「個別機能を組み合わせた便房」を設ける対象建築物を整理し、さらに設置が困難な場合には「簡易型機能を備えた便房」を設ける旨を明確化(困難な場合については、共用部に車椅子利用者用便房等を設けることができず、テナント専有部内に面積や構造に制約がある場合も追加)

## 現 行

●本体:P2-75抄

## 【便所、洗面所の設計のポイント】

③ 「多機能便房」を設けた便所(参考配置図:p.2-92 便所・洗面所の例3、小規模施設での改善例(改善例1))

・施設全体で便所・便房の数が1～2カ所程度の場合、便所に男子用及び女子用の区別がない場合、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約がある場合等には、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

④ 「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所(参考配置図:p.2-92 小規模施設での改善例(改善例2、3))

・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約があるもので、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

## 改 正

## 【便所、洗面所の設計のポイント】

③ 「個別機能を組み合わせた便房」を設けた便所 ●本体:P2-115  
(便所・洗面所例3、4)

・以下のア～エに示すケースにおいて、事業者により利用者の想定等を十分に考慮した上で、「個別機能を組み合わせた便房」を設ける。また、個別機能を組み合わせた便房は、男女共用車椅子利用者用便房にオストメイト用設備を付加した便房とし、乳幼児用設備は機能分散化することが望ましい。

ア)施設全体で便房の数が1～2カ所程度しか設けることができない場合

イ)便所に男子用及び女子用の区別を設けない場合

ウ)面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合

エ)500㎡未満の小規模な特別特定建築物:不特定多数かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の建築で面積による制約がある場合

●本体:P2-118

④ 「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所(便所・洗面所例5)

以下の場合には、「簡易型機能を備えた便房(車椅子利用者用簡易型便房やオストメイト簡易型設備を有する便房)」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

・前述のア)～エ)

・共用部に車椅子利用者用便房やオストメイト用設備を有する便房が設けられたテナントビルの、テナント内部の便房の場合(テナント内部の面積等に制約がある場合)



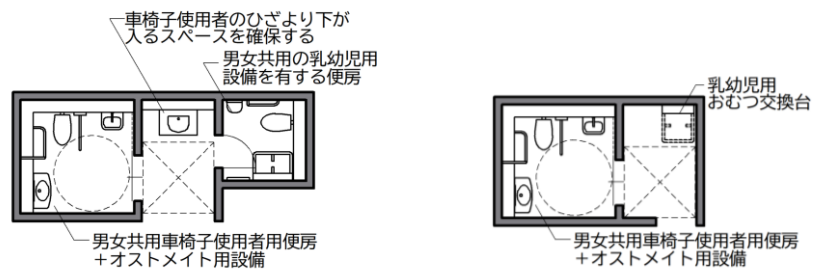
- 【主な改正事項】
- ①便房数が少ない場合のモデル例を追加
  - ②小規模建築物における車椅子使用者用便房の設置及び機能の分散化に係る配慮を留意点として追加
  - ③テナントビルや商店街において共同利用できる車椅子使用者用便房等の効果的・効率的な整備の考え方を留意点として追加

現行 (記載なし) ※: 今回の改正・見直し部分 ①②③

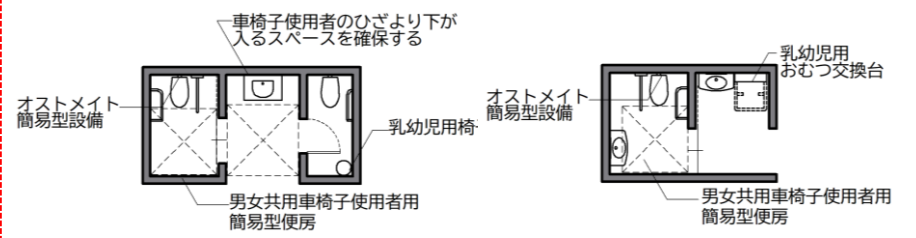
改正

【モデル例】便房数が少ない場合のモデル例

〈便所・洗面所の例4〉 ●本体:P2-115



〈便所・洗面所の例5〉 ●本体:P2-118



①

【便所、洗面所の設計のポイント】

●本体:P2-115 ②

＜留意点：小規模建築物における車椅子使用者用便房の設置及び機能の分散化＞

- ・小規模建築物や既存施設の改修においても、できる限り車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用簡易型便房とオストメイト用設備等を付加した便房を設けることが望ましい。
- ・利用者の分散を図る観点から、乳幼児用設備等は、便所付近の共用部に独立して設けることが望ましい。

●本体:P2-113 ③

＜留意点：複数テナントや商店街等が共同利用できる車椅子使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房の効率的な整備＞

- ・複数テナントが入居する建築物(複合店舗又は路面店舗)の場合には、テナント(専有部)ごとに車椅子使用者用便房等を設けるのではなく、複数のテナント(各店舗)が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設けることが、施設全体の効率的な整備につながる。
- ・同様に、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設けることが、商店街全体の効率的な整備につながる。
- ・このため、複合用途の建築物や商店街等において共同利用できる位置に、車椅子使用者用便房を1以上設けることが望ましいが、テナントビルや商店街等で共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント(店舗)が利用可能とする必要がある。

【主な改正事項】 ①「義務」の対象は法令で明らかであるため削除し、標準的な設計内容を「●：標準」として明示。  
 ②障害者への異性による介助や同伴利用等に配慮し、男女共用便房を設けることが望ましい旨を明確にし、さらに男女共用便房が整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できることを記載。

現行

【設計のポイント】

●本体：P2-75

ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ(◎義務、○推奨(ニーズや規模に応じて整備))

	車いす使用者 対応	オストメイト 対応	乳幼児 連れ対応	大型ベッド 対応	男女共用※1	多機能化の 可能性
2000㎡以上の 特別特定建築物	◎	◎	○	○	○	原則なし
50㎡以上の 公衆便所	◎	◎	○	○	○	原則なし
上記以外の 建築物	○	○	○	○	○	有り※2

※1 知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。  
 ※2 小規模建築物、既存建築物、あらかじめ利用者が特定される用途(特別支援学校を除く学校、事務所等)の建築物に便所・便房を整備する場合に多機能化(2つ以上の機能を有する便房とすること)の可能性がある。

今回の改正・見直し部分

改正

【設計のポイント】

●本体：P2-113

ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ(●標準、○推奨(ニーズや規模に応じて整備))

区分	車椅子使用者用便房		オストメイト 対応	乳幼児 対応	男女共用※1
	十分な空間の確保	大型ベッド付き			
不特定多数の者が利用し、 又は主として高齢者、障害 者等が利用する建築物※3	2,000㎡以上	● 径180cmの内接円、かつ2m以上×2m以上	●	●	●
	2,000㎡未満	●② 径150cmの内接円、かつ2m以上×2m以上	○	○	○
	500㎡未満	●※2 径150cmの内接円、かつ2m以上×2m以上	○	●※2	○
50㎡以上の公衆便所		●	●	○	○
上記以外の建築物		○※2	○※2	○	○

※1 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。②

※2 面積や構造等の制約により車椅子使用者用便房を設けることができない場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることを可能とする。

※3 バリアフリー法第17条に基づく認定建築物も含まれるものとする。

- 【主な改正事項】
- ① 全ての規模・店舗業種に共通して、店舗出入口の有効幅員は80cm以上とすること、車椅子使用者が方向転回できる水平スペースを設ける旨を追加
  - ② セルフサービスのみでサービスを提供する場合、従業員を呼び出すための設備(インターホン等)について留意点として追加(セルフガソリンスタンド対応も想定)

## 現 行

(記載なし) ①

(記載なし) ②

※: 今回の改正・見直し部分

## 改 正

### 【設計標準(共通事項):店舗の出入口】

- ・出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。
- ・2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口から店舗内の主要な経路となる通路は、原則として段差を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)
- ・店舗にバルコニー(避難用バルコニーを含む)、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・店舗の出入口、バルコニー等の外部への出入口、車椅子使用者が利用できる便房(車椅子使用者用便房、車椅子使用者用簡易型便房等)の出入口では、その前後に、車椅子使用者が方向転回できるよう水平なスペースを設けることが望ましい。

### 【設計例】



●売店出入口幅82cm(引き戸)  
扉下枠部は傾斜にて段差解消



●店舗出入口幅100cm  
(自動ドア片引き戸)

●本体:P2-216

①

### 【設計標準:部品・設備】

- 受付カウンター、インターホン等 ●本体:P2-76
- ・高齢者、障害者等の移動支援や案内・誘導等の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置に案内所(受付カウンター)を設ける。
- ・インターホン又はハンドセットを設ける場合、その中心高さは、立位と車椅子使用者両者が利用できるよう、床から100~110cm程度とする。

### <留意点:セルフサービスを提供する場合の整備>

- ・セルフサービスのみを提供する場合には、高齢者、障害者等が操作しやすい位置にインターホン又はハンドセット、呼び鈴を設置する、若しくは見やすい位置に電話番号の表示を行い、従業員を呼び出して支援をお願いすることができるようにする。

●本体:P2-13



●出入口前のインターホン(点字併記)  
インターホンで店舗受付に連絡が行き、支援を求めることが可能。

②

## B. 店舖內部

---

【主な改正事項】①店舗内部の設計の考え方を追加し、テナントの貸方基準や自社の設計基準等に位置づけてバリアフリーの促進を図る旨を記述  
 ②店舗内部の設計のポイントを追加し、高齢者、障害者等が円滑に移動できる動線計画や有効幅員の確保、段を設けない、飲食店における可動式のテーブル及び椅子席をレイアウトする旨を記述

## 現行

### 【設計の考え方】

①

(記載なし)

### 【設計のポイント】

②

(記載なし)

## 改正

●本体:P2-215

### 【設計の考え方】

①

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる環境の整備が求められており、特に日常生活において利用される用途の建築物(物販店舗・飲食店舗・サービス店舗・診療所等)は、建築物の規模にかかわらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものであることが求められている。
- ・建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者には、これらのニーズに対応するよう店舗の内部空間を整備することが求められる。
- ・また複数の店舗や事務用途等により構成されるテナントビルの所有者・施設管理者には、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保することができるよう、テナントの貸方基準や自社の設計基準等に店舗内部のバリアフリー化を位置づけることや、店舗等の出入口に至る共用部分の経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備すること、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所を共用部分に設けることが求められる。
- ・店舗内部及び店舗のある建築物のバリアフリー対応は、建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある。

### 【設計のポイント】

②

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ店舗の主出入口を利用できるように計画する。
- ・店舗内の動線計画は、利用者にわかりやすいものとし、見通しを確保する。
- ・飲食店舗においては、車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。また、可動式のテーブルを設ける等により、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等が容易になり、フレキシブルな全体計画を行う。
- ・通路は、車椅子使用者や白杖を持った視覚障害者、補助犬を連れた障害者等が円滑に移動できる有効幅員(90cm以上)を確保する。
- ・店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
- ・通路に傾斜路を設ける場合には、車椅子使用者が安全に昇降できる幅員や形状とする。
- ・壁や商品棚には、視覚障害者が杖で把握できないような突出物を設けない。
- ・床の仕上げは、滑りにくいものとする。

【主な改正事項】 待合について、休憩の用に供する設備(ベンチ等)や車椅子使用者や乳幼児連れの利用者(ベビーカー)に配慮したスペースを確保する旨を追加

現行

(記載なし)

※:今回の改正・見直し部分

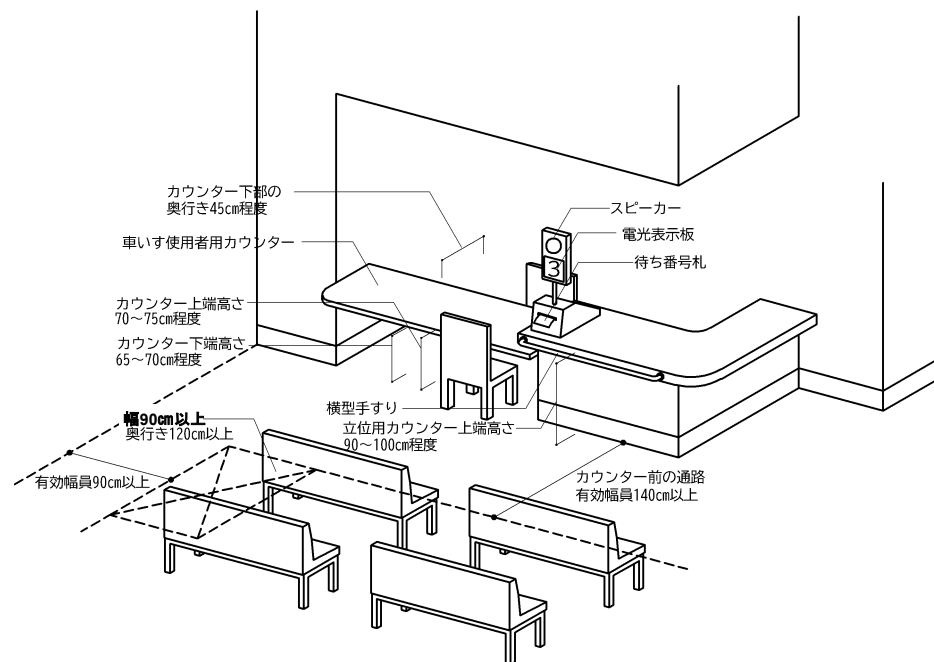
改正

●本体:P2-219

### 【設計標準:待合】

- ・サービス店舗や飲食店舗等の待合には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備(ベンチ等)を設ける。
- ・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者(ベビーカー)に配慮したスペースを確保する。(ベンチ等の移動による対応も可とする。)
- ・車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。(可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可能とする。)

### 【サービス店舗のモデル例】



- 【主な改正事項】
- ①発券機(番号札、食券等)の操作ボタン及び取り出し口等の望ましい高さを追加(それぞれ床からの高さ:60~110cm程度)
  - ②卓上に設置する発券機は、設置台の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい旨を追加

## 現行

(記載なし)

①②

※:今回の改正・見直し部分

## 改正

●本体:P2-249・250

### 【設計標準:発券機(番号札、食券等)、給茶機、自動販売機】

- ・番号札、食券等の発券機は、操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60~110cm程度の範囲に納まるものを選ぶことが望ましい。
- ・卓上に設置する発券機の設置台の下部には、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・自動販売機、発券機、ATM(現金自動取引装置)等のボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。

### 【設計例】



- 車椅子使用者の膝が入るように卓上に設置した発券機

- 【主な改正事項】**
- ① 飲食店舗・サービス店舗の通路の有効幅員は、90cm以上。すれ違いがある通路は120cm以上が望ましい旨を追加。
  - ② 物販店舗における両側商品棚がある場合の通路の有効幅員は120cm以上とする旨を追加。
  - ③ 主要な経路上には、25m以内ごとに車椅子使用者の転回できるスペースを1カ所以上設ける旨を追加。
  - ④ 店舗内の通路には、原則として段差を設けないこと等を追加

### 現行

(記載なし)

①②③④

※：今回の改正・見直し部分

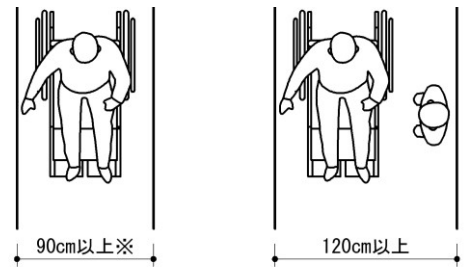
**【設計標準：車椅子使用者用客席・観覧席へ至る経路】** ● 本体P2-129抄

・客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用客席・観覧席へ至る客席内の通路の有効幅員は、120cm以上とし、区間50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。

**【設計標準：車椅子使用者用客室】** **【主要寸法の基本的な考え方】** P2-249抄

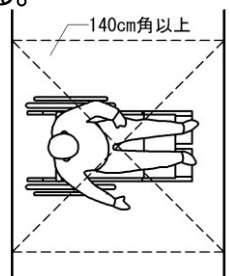
● ホテル追補版P49抄

・客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口(有効幅員80cm以上)に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。

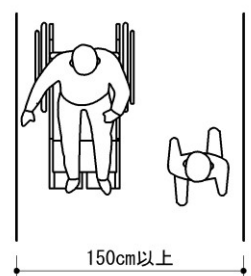


・車椅子で通過しやすい寸法  
・通路を車椅子で通行できる寸法

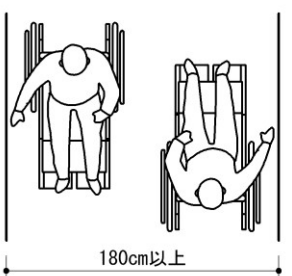
・通路を車椅子で通行しやすい寸法  
・人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違える寸法  
・杖使用者が円滑に通過できる寸法



・車椅子使用者が転回(180度方向転換)できる寸法



・車椅子使用者が転回できる寸法  
・人と車椅子使用者がすれ違える寸法



・車椅子使用者が回転しやすい寸法  
・車椅子使用者同士が行き違いやすい寸法

### 改正

● 本体:P2-216~218

**【設計標準：通路の有効幅員、空間の確保】** ①

**(飲食店舗・サービス店舗の通路)**

- ・主要な経路※上の**通路の有効幅員は、90cm以上とする**。飲食店舗の場合：椅子に座った状態で90cm以上を確保する。
- ・横向きの人と車椅子使用者が**すれ違いがある通路については、120cm以上とすることが望ましい**。

**(物販店舗の通路)** ②

- ・主要な経路※上の**通路で商品棚間の有効幅員は120cmとする**。(車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする)ただし、**片側商品棚の場合は90cm以上とする**。

**(共通事項)** ③

- ・主要な経路※上には、**25m以内ごとに車椅子使用者が180°転回(方向転換)できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを1カ所以上設ける**。
- ・**店舗内及び通路には、原則として段差を設けない**。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。) ④

- ・主要な経路上の**通路には原則として、壁からの突出物を設けない**。やむを得ず、床から高さ65cm以上の部分に壁から突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とする。

- ・壁、床、天井等に設ける**案内表示は、文字・図記号と、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとする**。

**<留意点：床サイン表示等の維持管理>**

- ・**床サイン表示等については、汚れや摩耗等へのメンテナンスに留意する**。

● 本体:P2-222

※主要な経路(店舗内部の室内通路)：  
 ・共通：店舗内に車椅子使用者用便房、又は車椅子使用者用簡易型便房(以下、「車椅子使用者用便房等」という。)を設置する場合には、店舗の出入口から当該車椅子使用者用便房に至る経路  
 ・物販店舗：すべての経路  
 ・サービス店舗：店舗の出入口から(車椅子使用者が利用できる記載台、車椅子使用者用の待合を経て)、サービスカウンター等まで至る経路  
 ・飲食店舗：店舗の出入口から、客席に至る経路、及び客席から店舗内の車椅子使用者用便房等に至る経路



【主な改正事項】 ①物販店舗の通路幅のモデル例・設計例を追加

②商品棚等について、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ・奥行きとすることが望ましい旨追加

現行

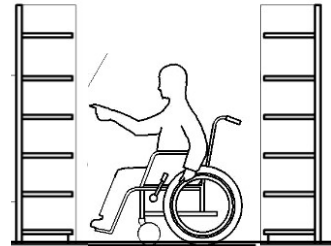
(記載なし)

①②

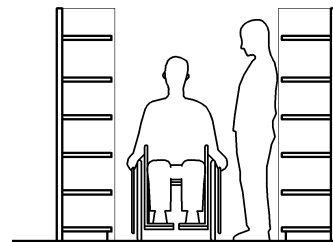
※:今回の改正・見直し部分

改正

【モデル例:通路  
(物販店舗)】



有効140cm以上



有効120cm以上

【設計例】



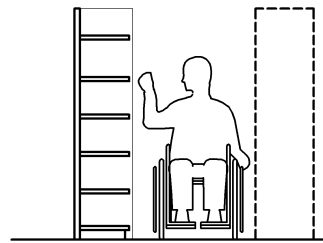
155cm

コンビニの通路



120cm

スーパーの通路

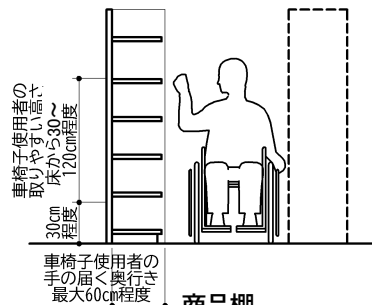


有効90cm以上  
(すれ違いのない通路)

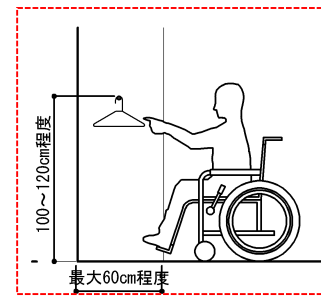
【設計標準:商品陳列等(物販店舗)】

・商品棚やハンガーラック等は、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ・奥行きとすることが望ましい。

【モデル例】



商品棚



ハンガーラック棚

【主な改正事項】 ① 飲食店舗の通路幅のモデル例・設計例を追加

現行

(記載なし)

①

(記載なし)

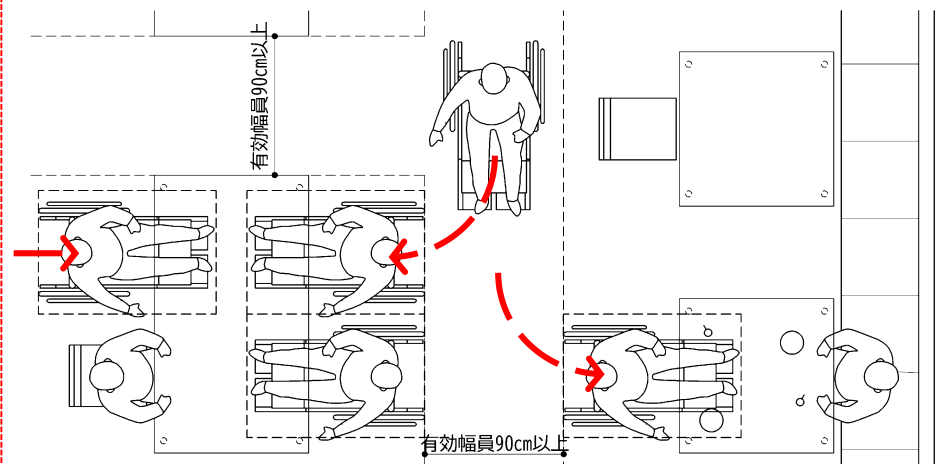
②

※: 今回の改正・見直し部分

改正

【モデル例: 通路(飲食店舗)】

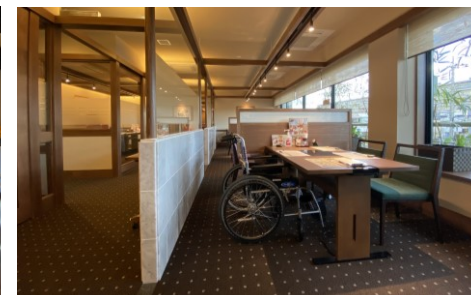
①



【設計例: 通路】



ラーメン店の通路幅120cm (左4席可動席)



和食チェーン店の通路幅115cm (配膳台除く)

- 【主な改正事項】
- ② 飲食店舗では、車椅子使用者が車椅子のまま食事ができる可動式の椅子席を設ける旨を追加。
  - ③ 固定席を設ける場合には、客席総数の1/2以上の可動式の椅子席を設けることが望ましい旨を追加。
  - ④ テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や通路幅員の確保等ができるようにすることが望ましい旨を追加
  - ⑤ 利用者の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい旨を追加
  - ⑥ カウンター型の飲食店舗にローカウンター席等、使いやすい椅子席についての留意点を追加。

現行

(記載なし)

③④⑤⑥

※: 今回の改正・見直し部分



改正

●本体:P2-225

【設計標準: 飲食店舗の車椅子使用者が利用できる座席】

②

・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。

・固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動式の椅子席とすることが望ましい。

③

・可動式の椅子席を設けるとともに、テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにすることが望ましい。

④

・知的障害者、発達障害者、精神障害者等が落ち着いて食事を行うことや、子ども連れの方が安心して食事を行うこと等、多様なニーズへの対応として個室(簡易な仕切りや間仕切等を含む)を用意することが望ましい。

⑤

<留意点: 高齢者、障害者等に使いやすい椅子席の設置に向けて>

⑥

・椅子が固定された席(固定ブース席を含む)や座敷の席は、一般的に車椅子使用者がアクセスしにくいだけでなく、歩行困難者や高齢者等にも使いづらい場合もある。

・椅子を動かすことができれば、車椅子使用者は椅子に移乗することなく、車椅子のまま席を利用することができる。

<留意点: カウンター型の飲食店舗の座席>

・車椅子使用者や座面の高い椅子を使えない人に配慮し、カウンター席は、可能な限りローカウンター席も設ける。

・ローカウンター席は、車椅子使用者がアクセスしやすい位置に設けることが望ましい。

- 【主な改正事項】
- ⑦車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブル・カウンターの高さ等寸法について追加(下端の高さ:65cm～70cm程度、上端の高さ:70～75cm程度、下部スペースの奥行き:45cm以上、留意点として利用用途や体格等を考慮する場合も有ることを追加)
  - ⑧車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブルの脚の位置(脚の間隔(内法):70cm以上)などについて追加

### 現行

#### 【設計標準:車椅子使用者用カウンター】 ⑦

- ・高さは、カウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。
- ・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。

⑧

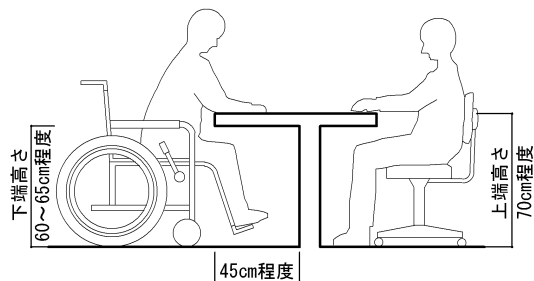
#### 【モデル例】 ⑦⑧

(なし)

※:今回の改正・見直し部分

### <参考>

#### 【モデル例】



●カウンターの基本寸法

### 改正

●本体P2-226

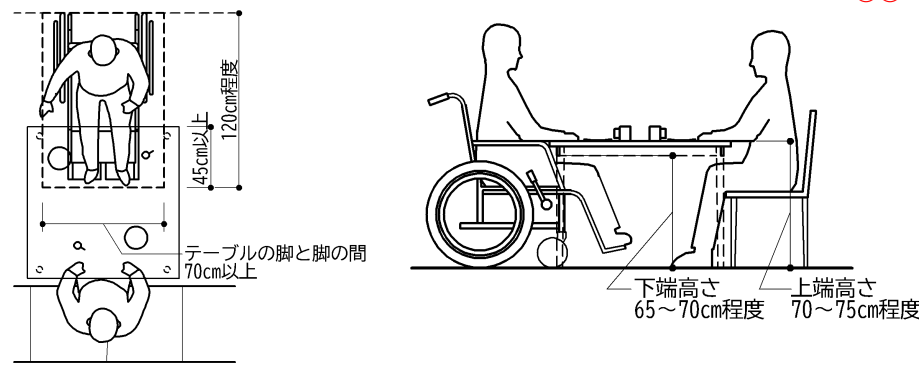
#### 【設計標準:飲食店舗において車椅子使用者の利用できる座席】 ⑦⑧

- ・テーブル、カウンターの下端の高さは65～70cm程度とし、上端の高さは70～75cm程度とする。
- ・テーブル、カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm以上とし、車椅子使用者が席を利用するための奥行きは120cm以上とする。
- ・車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔(内法)を70cm以上又は両脚のない中央柱脚とする。

#### <留意点:高齢者、障害者等の施設用途等を踏まえた家具の設定>

- ・高齢者、障害者等の施設用途を踏まえて、一定の利用者の特性や体格等を考慮して、座席のテーブル・椅子の高さ等は個別に設定する場合もある。

#### 【モデル例】 ⑦⑧



【主な改正事項】 ⑨ 車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブルの寸法について追加

現行

(記載なし)

⑨

※: 今回の改正・見直し部分

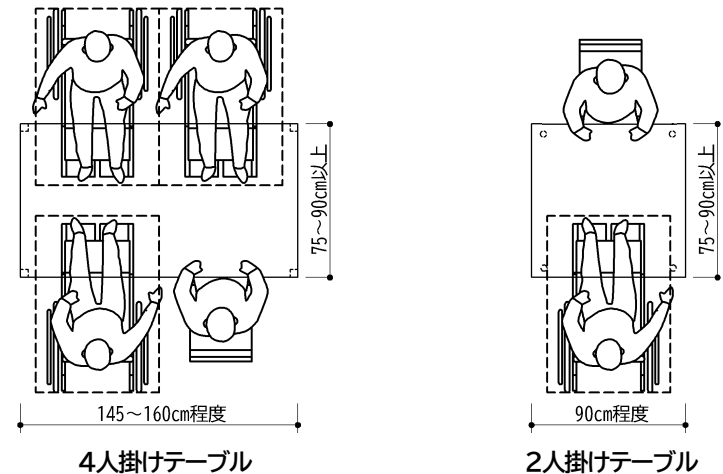
改正

● 本体P2-227

【設計標準: 飲食店舗において車椅子使用者の利用できる座席】 ⑨

- ・ テーブルと椅子をレイアウトする場合には、車椅子使用者でも利用可能なテーブルの大きさや通路幅を踏まえて、全体計画を行う。
- ・ 車椅子使用者の利用できるテーブルの寸法は、下記の通りとし、選定するのが望ましい。
  - ・ 4人掛け: 幅145cm~160cm程度×奥行き75~90cm程度
  - ・ 2人掛け: 幅 90cm程度×奥行き75~90cm程度
  - ・ いずれもテーブル下端高さ65~70cm程度、上端高さ70~75cm程度とする。

【モデル例】



車椅子使用者が利用できるテーブルの大きさ

【主な改正事項】 ⑩車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブル・カウンターの高さ等寸法について追加(下端の高さ: 65cm~70cm程度、  
上端の高さ: 70cm~75cm程度、下部スペースの奥行き: 45cm以上)

⑪カウンター型の飲食店の設計例を追加

現行

(記載なし)

⑩

(記載なし)

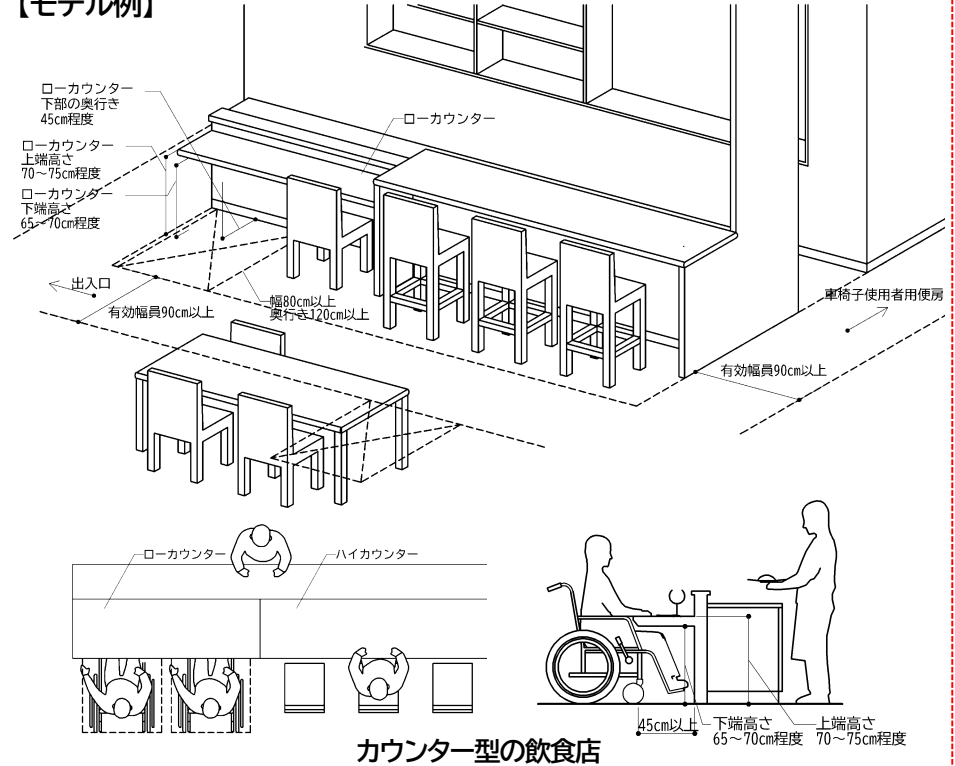
⑪

※: 今回の改正・見直し部分

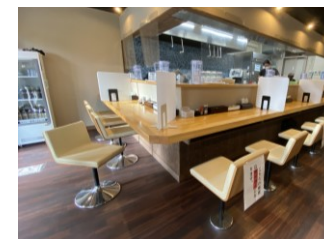
改正

●本体P2-226⑩

【モデル例】



【設計例】



⑪  
車椅子使用者の利用にも配慮し、可動椅子を設け、  
テーブル下端高さ68cm・奥行49cmが確保されている。

- 【主な改正事項】
- ①配膳カウンターの高さ等寸法について追加 (下端の高さ:65~70cm程度、上端の高さ:70~75cm程度)
  - ②フードコート等呼び出しを行うカウンターには、音声と振動で呼び出しを伝える室内信号装置を設けることが望ましい旨追加
  - ③セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸であることが望ましい旨追加

## 現行

(記載なし)

①②

(記載なし)

③

※:今回の改正・見直し部分

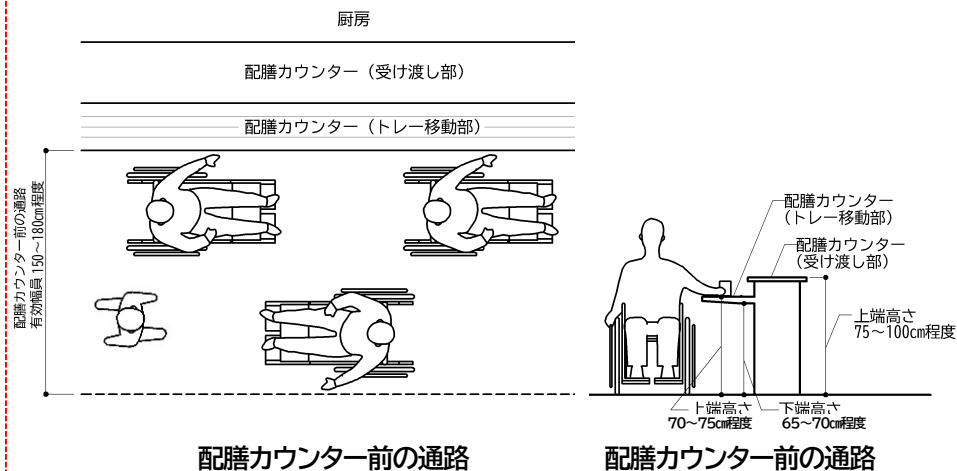
## 改正

●本体P2-227・8 ①②

### 【設計標準:配膳カウンター】

- ・配膳カウンターの高さは、車椅子使用者が利用できるよう配慮したものが望ましい。
- ・配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設けることが望ましい。
- ・配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150~180cm程度を確保する。

### 【モデル例】



### 【設計標準:冷蔵庫、棚】

- ・セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸であることが望ましい。

③

- 【主な改正事項】①立位で使用するサービスカウンター・記載台等には、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを併せて設ける旨追加  
 ②ローカウンターの高さ等寸法について見直し(下端の高さ:65~70cm程度、上端の高さ:70~75cm程度、下部スペースの奥行き:45cm以上)

## 現行

(記載なし)

①

●本体P2-150抄

### 【設計標準:車椅子使用者用カウンター】

②

- ・高さは、カウンター等の下端の高さは60~65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。
- ・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。

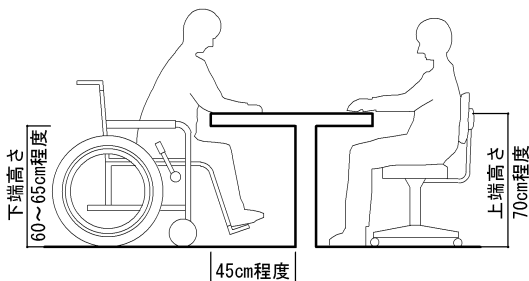
### 【設計標準:案内表示】

- ・聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して、役所、銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設けることが望ましい。

※:今回の改正・見直し部分

## <参考>

### 【モデル例】



●カウンターの基本寸法

## 改正

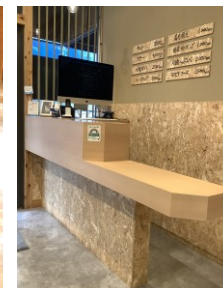
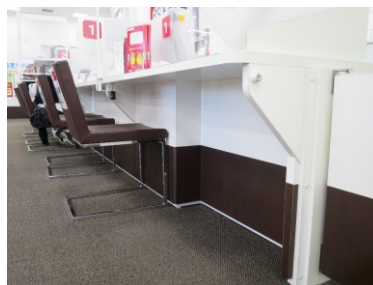
●本体P2-2211・9

### 【設計標準:サービスカウンター・記載台】

①

- ・立位で使用するサービスカウンター・記載台等には、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを併せて設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの高さは65~70cm程度、上端の高さは70~75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・銀行、薬局等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設ける。
- ・カウンター・記載台については、2.14C.1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。
- ・番号札発券機・電光表示板については、2.14C. I 情報伝達設備(1)を参照。

### 【設計例】



- ・ローカウンター  
(下端高さ:70cm、上端高さ:73cm、奥行:40cm)

- ・理容所の会計に設けられたハイカウンターとローカウンター(下端高さ:65cm、上端高さ:75cm)



【主な改正事項】①車椅子使用者が利用できる試着室は段差なしとする。

②車椅子使用者やベビーカーがそのまま入る広めの試着室とし、手すり付きの椅子の設置が望ましい旨を追加

③複合店舗の場合で共用試着室を設けることは、複数の各店舗にとって効果的・効率的な取り組みであることを留意点を追加

## 現行

(記載なし)

①②

(記載なし)

③

※:今回の改正・見直し部分

## 改正

●本体P2-223 ①②

### 【設計標準:試着室等】

- ・車椅子のまま試着室に入れるよう、床には段差を設けない。
- ・試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意することが望ましい。
- ・車椅子やベビーカーがそのまま試着室に入る広さ(120cm以上×90cm以上)を確保することが望ましい。
- ・試着室内に椅子を設ける場合には、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、椅子の座面高を42~45cm程度とすることが望ましい。
- ・試着室の前室に介助者等の待合スペースを設けることが望ましい。
- ・車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫することが望ましい。

### <留意点:複合店舗内の共用の試着室>

- ・複合店舗で構成されている同一フロアや隣接店舗等において、広めの共用試着室を設けることは、複数の各店舗にとって効果的・効率的な取り組みである。

### 【設計例】



●車椅子使用者をはじめ高齢者、障害者等が利用できる試着室

- 【主な改正事項】
- ①操作部分への車椅子使用者の接近しやすさや、見やすさ・タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものにすることが望ましい旨追加
  - ②視覚障害者の利用に配慮し、操作部分の点字併記、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい旨を追加

現行

(記載なし)

①②

※:今回の改正・見直し部分

改正

●本体P2-250 ①②

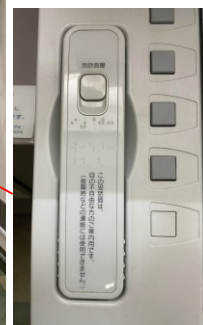
### 【設計標準:ATM(現金自動取引装置)】

- ・操作部分への車椅子使用者の接近しやすさ(足元のスペース確保)や、見やすさ(画面への映り込みの防止)・タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとすることが望ましい。
- ・視覚障害者等の利用に配慮し、操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい。

### 【設計例】



車椅子使用者が手すりを掴み、体を引き寄せて操作できるATM。ATMの上部照明はグレアカットルーバーを採用



視覚障害者のご案内用受話器(ハンドセット)



車椅子使用者が身体を引き寄せやすいよう、操作機の左右にハンドグリップを装備したATM

- 【主な改正事項】
- ①従業員と利用者が正対する通路の幅:140cm以上を追加
  - ②円滑なお金のやりとりができるよう、全てのレジは、利用者から金額表示が見えるようにする旨追加
  - ③物販店舗で複数の会計カウンターがある場合、1以上の高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを設ける旨追加
  - ④セルフレジや値札表示について、弱視者(ロービジョン)への利用特性を留意点として追加

現 行

(記載なし)

①②③④

※:今回の改正・見直し部分

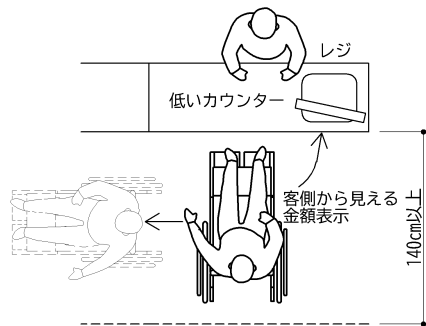
改 正

【設計標準:通路の有効幅員、空間の確保】

●本体P2-217 ①

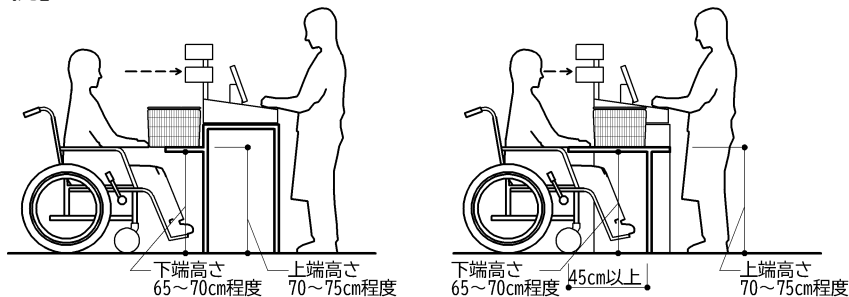
・会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は120cm以上とする。

【モデル例】



②③

【モデル例】



【設計標準:部品、設備等(レジ)】

●本体P2-220 ②

【設計標準:会計(レジ)】

・円滑なお金のやりとりができるよう、全てのレジは、利用者から金額表示が見えるようにする。

・以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。

- ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合
- ・多数の高齢者、障害者の利用が想定される建築物(診察所等)にある店舗
- ・無人レジ(セルフレジ。顧客が自分で商品バーコードをスキャンして会計をするレジ)のみの店舗

・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65~70cm程度、上端の高さは70~75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。

③

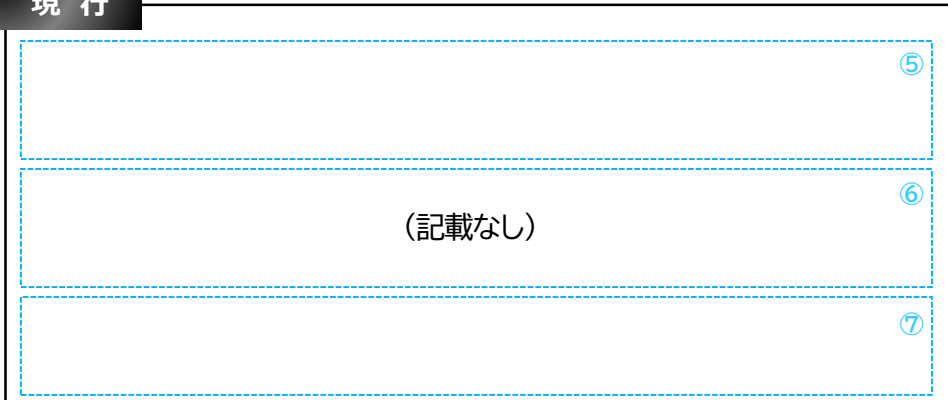
<留意点:文字の見やすさ>

●本体P2-13 ④

- ・弱視者(ロービジョン)にとっては、値札のデジタル表示が見えづらいことや、低下とは別の位置に値引きのシール等に気づかないことがある。
- ・弱視者(ロービジョン)にとっては、セルフレジの画面が見づらいことや、操作方法の分かりづらいことがあり、従業員による人的対応が必要な場合がある。

- 【主な改正事項】
- ⑤車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサービスローカウンター及びサッカー台を1以上設ける旨を追加
  - ⑥レジカウンター前のレーンでは、車椅子使用者が通れる幅員90cm以上を確保する旨を追加
  - ⑦レジやサービスカウンターに杖利用者が杖を置くホルダーの備品設置等について留意点として追加

## 現行



※: 今回の改正・見直し部分

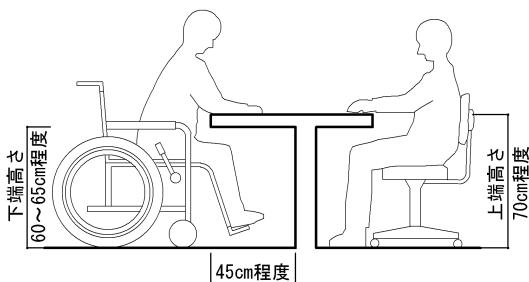
## <参考>

### 【設計標準:車椅子使用者用カウンター】

●本体P2-150抄

- ・高さは、カウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。
- ・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。

### 【モデル例】



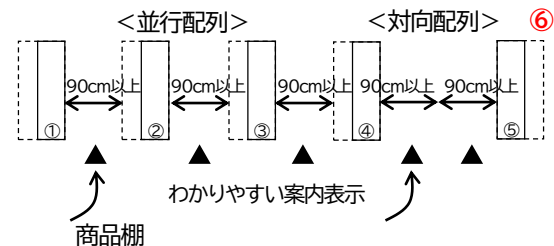
●カウンターの基本寸法

## 改正

### 【設計標準:サッカー台、サービスカウンター】

- ・車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台(スーパーマーケットなどで、購入済みの商品を袋に詰めるための台)及びサービスローカウンターを1以上設ける。
- ・車椅子使用者が利用できるサッカー台及びサービスローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。

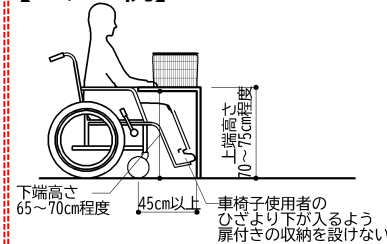
- ・レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する。



複数レジカウンターのレーン

### 【モデル例】

●本体P2-224



車椅子使用者のひざより下が入るよう扉付きの収納を設けない

### 【設計例】



サッカー台



レジカウンター(対向配列)

### <留意点:杖・傘ホルダー>

●本体P2-220

- ・レジやサービスカウンターにおいて、高齢者、障害者等の杖利用者が杖を置く場所を確保するため、杖ホルダーの備品の設置又はテーブル一部にくぼみ等を設けると使いやすい。

### 【設計例】



- 【主な改正事項】 ①既存の便房等を段差解消するために、便房等の出入口前の共用廊下に傾斜路を設けて改修する場合の設計標準を追加。  
 ②段差のある既存の便房を段差解消して、車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)を設ける改修モデル例を追加

## 現行

### 【改善・改修のポイント】 ①

・改善・改修により車椅子使用者用便房を設ける場合には、利用居室から車椅子使用者用便房までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

### 【モデル例】 ②

## 改正

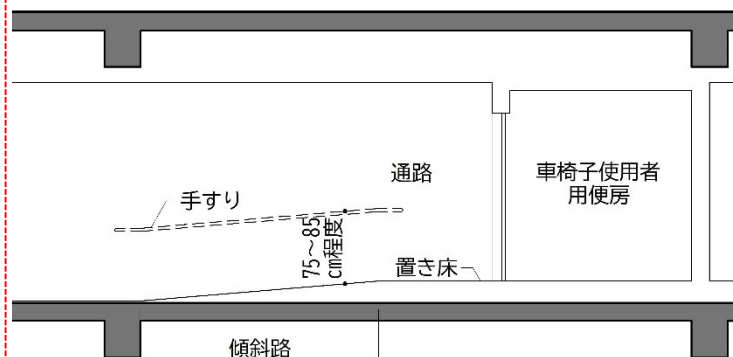
### 【改善・改修のポイント】 ①

・改善・改修により車椅子使用者用便房を設ける場合には、利用居室から車椅子使用者用便房までの経路についても、段差の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

・床の段差解消の方法としては、以下の手法が考えられる。

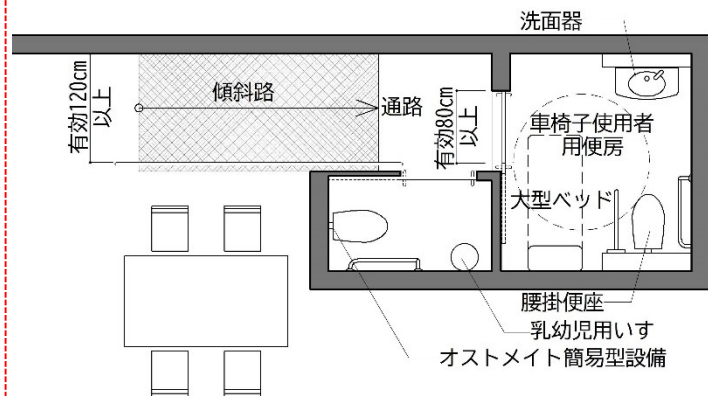
- ① 躯体の床下がり範囲に便所・便房を設ける。
- ② 便所・便房の手前に傾斜路(据え置き型スロープの設置を含む)を設ける。

### 【モデル例】 ②



傾斜路は、傾斜路部分の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。

断面図



平面図

【主な改正事項】①テナントビルの設計において、水廻りの設置を考慮し、予め躯体の床レベルを下げておくことが有効であることを追記。

②車椅子使用者用便房を設ける場合の段差解消への設計手法例や配慮ポイントを追加

③テナント入居者にあたり、必要な改善・改修の措置を行う。共用部に車椅子使用者用便房のあるビルへの入居は有効である旨を追加

## 現行

### 【改善・改修のポイント】①②③

## 改正

●本体：P2-149-150

### 【改善・改修のポイント】

・テナントビルの設計においては、便所・洗面所や流し台等(水廻り)の設置が想定されるテナント(店舗)①の入居を考慮し、専有部全体又は水廻りの想定範囲は予め躯体の床レベルを下げておくこととする。

・既存のテナントビル内(専有部)に車椅子使用者用便房を設ける場合には、個々のテナント内の床の段②の解消を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

・床の段差解消の方法としては、以下の手法が考えられる。

①テナント内の便所・便房の手前に傾斜路(据え置き型スロープの設置を含む)を設ける。

②テナントの出入口付近に傾斜路等を設置し、テナント全体の床を高くして、便所・便房の床高さと同合わせる。

③入居する建築物に躯体の床下がり範囲に便所・便房を設ける。

・テナントが入居する建築物の共用部に車椅子使用者用便房がない場合やテナント内(専有部内)の便所・洗面所の改修工事を行う場合には、車椅子使用者用便房及びオストメイト用設備等を設けることを前提に、改善・改修を行うことが望ましい。

### <留意点：テナントビルのバリアフリー化>

・テナントの入居にあたり、床の段差が生じる場合等には必要な改善・改修の措置を講じる必要がある。

・テナント入居者は、敷地内の通路及び建築物の出入口に段差がなく、共用部に車椅子使用者用便房等が設置されているテナントビルに入居した場合には、テナント側でテナント(店舗)の出入口幅は80cm以上、居室(店舗)内の床段差なし等の店舗内部のバリアフリー化を行うことによって、全ての利用者にとって利便性の向上が図られ、バリアフリー化が可能となる。

# C. ソフト面の工夫

C1：来店前の情報提供・予約

C2：備品の対応、貸出し

C3：店内の案内、誘導、コミュニケーション

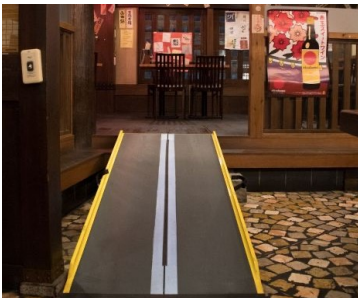
利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、ハード面の整備のみならず、バリアフリー化をより一層進めることが重要であり、以下に示すように

- ・施設管理者等による利用者の特性に応じた支援
- ・適切な情報提供
- ・職員等関係者に対する教育訓練等

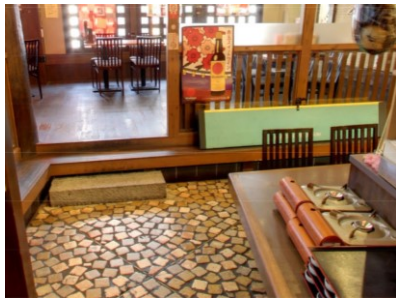
の対応が求められている。

障害者差別解消法では、お店や会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

# ソフト面の工夫



スキップフロアの客席に上がるための車椅子用可搬型スロープ  
(既製品・店内において席近くに常備)



車椅子用据え置き型スロープ  
(特注鉄板敷:テナント側で設置)



廊下上の壁埋込型消火器ボックス



主動線(廊下)の妨げとならないベンチ

こんな備品や接遇があると、利用の支援や良いコミュニケーションにつながります

●本体第1部

## ■ 高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等の利用



車椅子用可搬型スロープ



貸出し用の車椅子



低いボタン位置の券売機



車椅子に連結する買い物カート



杖を立てかけるホルダー



低いボタン位置の自動販売機

## ■ 視覚障害者等の利用



点字・墨字併記のメニュー



メニューや商品名の読み上げ等

## ■ 乳幼児連れの利用



貸出し用の乳児用ベッド

## ■ 聴覚障害者等の利用



タブレットを活用したメニュー等



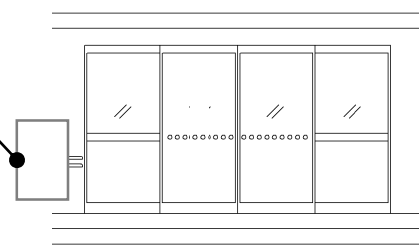
筆談器を活用した会計・対話



手話サポートテレビ電話

## 【モデル例】

店舗入口の段差を解消するためのスロープ板をご用意しております。車椅子でご来店のお客様は、お手数をおかけしますが、下記の電話番号までお電話ください。



●電話番号の店頭表示の例

●●●●●●●●  
△△食堂



# 重度の障害、介助者等に配慮した バリアフリー設計等に関する 考え方・留意点の充実

[詳細編]

# 便所・洗面所に係る改正（1）

【主な改正事項】①大型ベッド付きの車椅子使用者用便房の必要性について設計の考え方に追加

②地方公共団体が制定するバリアフリー法第14条第3項に基づく条例により、「便所のバリアフリー化」をより一層の取り組むことが望ましい旨と床面積500㎡未満で建築物移動等円滑化基準を定める場合の便所の基準設定について留意点に追加

## 現行

### 【設計の考え方】

●本体:P2-73抄

- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設ける。
- ・さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。

①

(記載なし)

②

(記載なし)

## 改正

### 【設計の考え方】

●本体:P2-111抄

- ・便所・便房の**計画**・設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に**把握**・想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の**確保**を行うことが重要である。
- ・**計画**・**設計にあたっては**、まず、バリアフリー法に義務付けられた「車椅子使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」の**設置方法、便房数を検討し**、さらに施設を利用する高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。

①

・「車椅子使用者用便房」の計画・設計においては近年、介助を要する肢体不自由者(児)等の社会参加や外出等の機会を促進するため、ベッド上での着脱衣やおむつ交換・排泄(自己導尿等)のための大型ベッドの設置や、介助者の動作等の実態に即した広さのある便所・便房が求められていることに留意する必要がある。

●本体:P2-114

＜留意点:高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、便房の整備の促進②＞

- ・地方公共団体においては、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例(地方条例)により、特定施設である便所の構造及び配置に関する基準を付加し、施設用途や利用者のニーズに応じて、「便所のバリアフリー化」のより一層の取り組みがなされることが望ましい。(基準付加の例:車椅子使用者便房に大型ベッドの設置、小便器に手すりの設置等)
- ・地方条例により、義務付けの対象規模を引き下げて床面積500㎡未満の特別特定建築物に関する建築物移動等円滑化基準を定める場合には、地域の実情や規模等に応じて必要な便所の基準を設定することができる。
- ・上記の基準付加や設定は、本建築設計標準を参考とすることが望ましい。

# 便所・洗面所に係る改正 (2)

- 【主な改正事項】**
- ①車椅子使用者用便房の標準内法寸法「200cm程度×200cm程度」を「200cm以上×200cm以上」に改正する。
  - ②床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける車椅子使用者用便房は、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースを設ける旨を追加。
  - ③ライニング等が有る車椅子使用者用便房の場合、当該部分は内法寸法に含めない。(大型ベッド、電動車椅子、介助者の同伴等の対応)
  - ④車椅子使用者が回転できる、直径150cm又は180cmの円が内接できるスペースで、設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース(床上高さ40cm以上で奥行き20cmまで可)が確保されていれば、有効スペースとする旨を追加
  - ⑤座位変換型の電動車椅子が、360度回転できる最低寸法:直径180cmの基本図を車椅子使用者の基本動作寸法として追加

**現行** ●本体:P2-73・78抄

**【設計標準:出入口の有効幅員、空間の確保等】**

- ・車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
  - ①③④
    - ・各設備を使用でき、車椅子利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。(設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
    - ・便器の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。
    - ・便房の標準内法寸法は200cm×200cm程度とする。
  - ②
    - ・介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。
- ・設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。



下線は法令上の適合義務基準

**改正** ●本体:P2-132抄

**【設計標準:出入口の有効幅員、空間の確保等】**

- ・車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。なお、十分な空間とは、以下に示す事項を標準的な整備として設けるものとする。
  - ①③④
    - ・各設備を使用でき、車椅子利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース\*1を設け、かつ便房の標準内法寸法は200cm以上×200cm以上を基本とする。(ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めないものとする \*2)
  - ②
    - ・そのうち、床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築\*2する場合には、改修等で対応が困難な場合を除き、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペース\*1を設ける。
    - ・便器の正面及び側面に車椅子使用者が車椅子を近づけて、便器に移乗するためのスペースを設ける。
- ・便房内の設備等の形状、配置によって、必要な内法寸法は変わること留意する。

\*1:設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース(床上高さ40cm以上で奥行き20cmまで可)が確保されていれば、その部分も有効なスペースとする。  
 \*2:ライニング等で内法寸法(200cm以上)に含めないもの:  
 設備背後及び下部のライニング若しくは箱状の設備機器、又は壁付け固定の備品(大型ベッド、乳幼児用椅子、乳幼児用おもつ交換台等の折り畳み時の場合を含む)のそれぞれの壁面から突出する部分の幅の1辺の合計値が、接する壁1辺の長さの1/2を超える場合には、当該部分の奥行きは内法寸法に含めないものとする。ただし、ライニング等の下部で床上高さ40cm以上を確保し、足元スペースが有効である場合には、奥行き20cmまで有効内法寸法に含めることができる。  
 \*2:新築、増築、改築又は用途変更(バリアフリー法第17条に基づく認定を受ける建築物も含む)

※:今回の改正・見直し部分

# 便所・洗面所に係る改正 (2) 続き 1

**現行**

●本体:P2-87抄

【モデル例】  
●車椅子使用者用便房

<ライニング等が無い場合>

直径150cm以上の回転スペース

腰掛便座

洗面器

200cm程度

Φ150cm以上

200cm程度

※: 今回の改正・見直し部分

**改正**

●本体:P2-133抄

【モデル例】  
●車椅子使用者用便房1 の例(対象:全ての建築物)

<ライニング等が無い場合>

直径150cm以上の回転スペース

腰掛便座

洗面器

200cm以上

Φ150cm以上

200cm以上

<参考:設計標準に掲載がないが、ライニング等有る場合の例示>

直径150cm以上の回転スペース

腰掛便座

洗面器

200cm程度

Φ150cm以上

200cm程度

<ライニング等有る場合>

直径150cm以上の回転スペース

腰掛便座

洗面器

200cm以上

Φ150cm以上

200cm以上

④ 設備等下の車椅子のフットレストが通過するスペースを有効とする場合

壁面

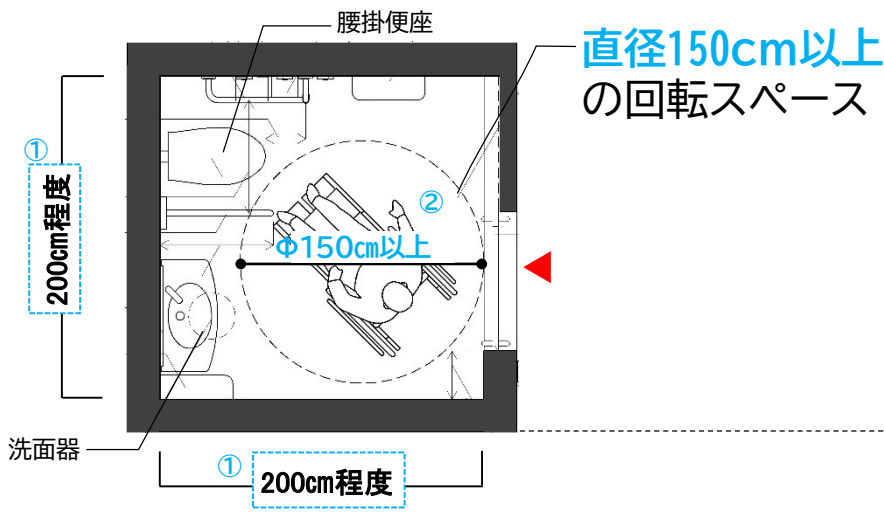
ライニング等

40cm以上

20cm以内

現行

【モデル例】  
●車椅子使用者用便房



【基本寸法等：電動車椅子使用者の基本動作寸法】

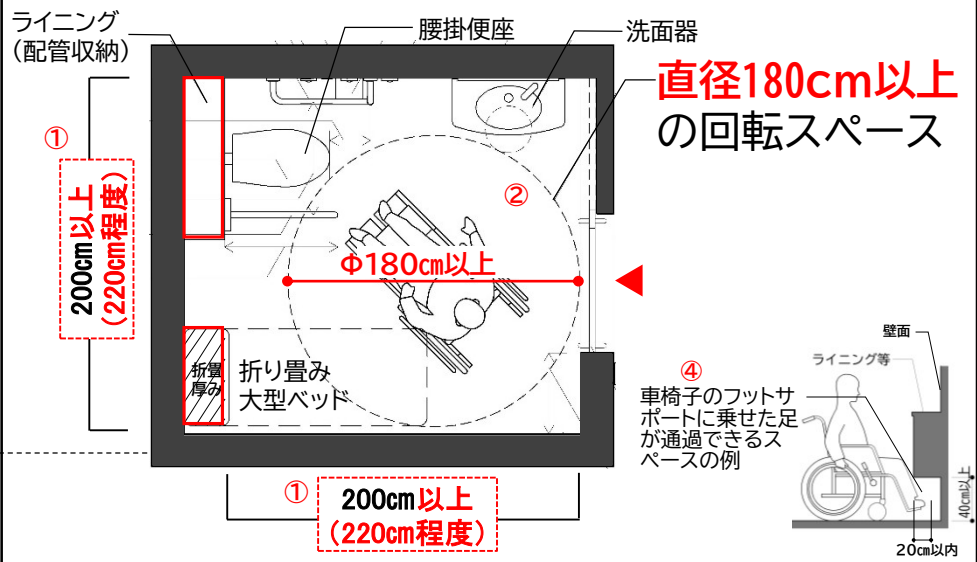
(なし)

改正

●車椅子使用者用便房 2の例

●本体P2-134

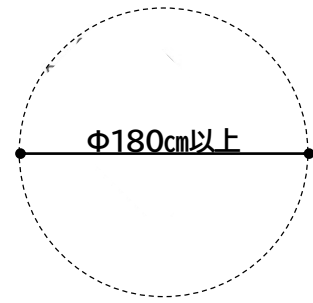
(対象:床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、主として高齢者、障害者等が利用する建築物に設ける車椅子使用者用便房の場合)



【基本寸法等：電動車椅子使用者の基本動作寸法】

●本体P2-287

●座位変換型の電動車椅子が360度回転できる最低寸法:直径180cm  
(電動車椅子が360度回転できる最低寸法:直径160~180cm)



【直径180cmの内接円の根拠】

電動車いす安全普及協会(会員企業4社)に協力を頂き、2020年4月時点の主要な自操用ジョイスティック型電動車椅子(簡易型、標準型、座位変換型)の製品仕様に係る最小回転半径について調査を行った。その結果、電動車椅子が360度回転寸法(直径)は車椅子の種類にもよるが、おおよそ直径160~180cmの間で円が内接するスペースが必要となることが得られた。

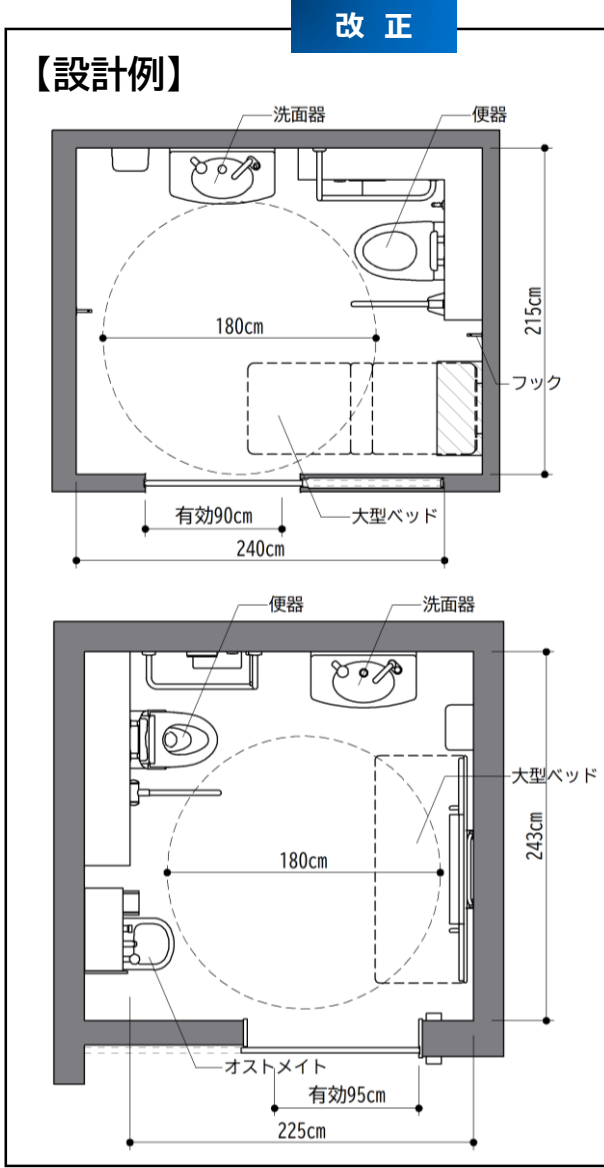
このうち、特に座位変換型の電動車椅子が360度回転できる最低寸法としておおよそ直径180cmの円が内接するスペースが必要となる結果を考慮して設定したものである。

※:今回の改正・見直し部分

# 便所・洗面所に係る改正 (3)

【主な改正事項】 ①大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースが確保されている車椅子使用者用便房の設計例を追加。

現行 ①  
(なし)



直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する車椅子使用者便房(大型ベッド付き)



車椅子使用者便房(大型ベッド付き)の表示  
介助ベッドのピクトグラムによる表示

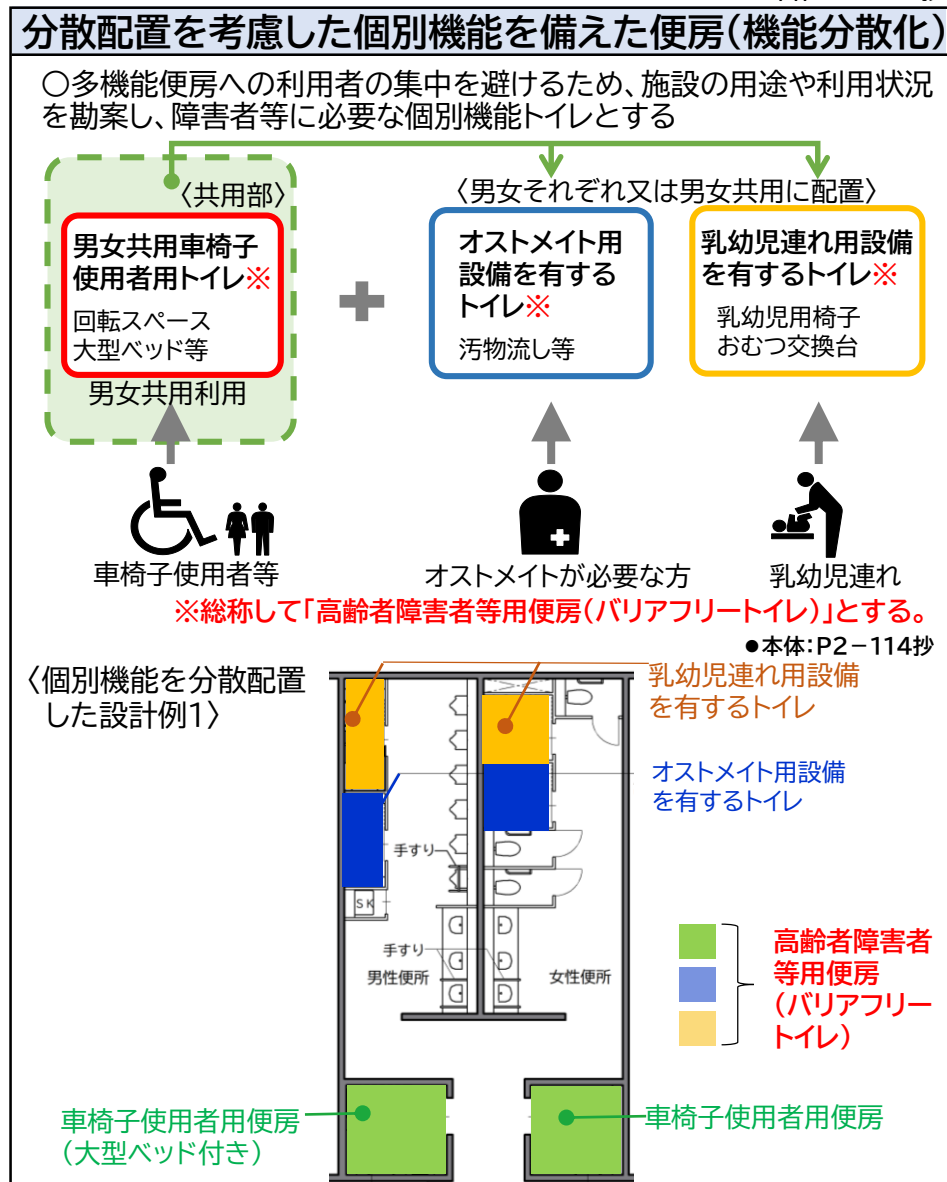
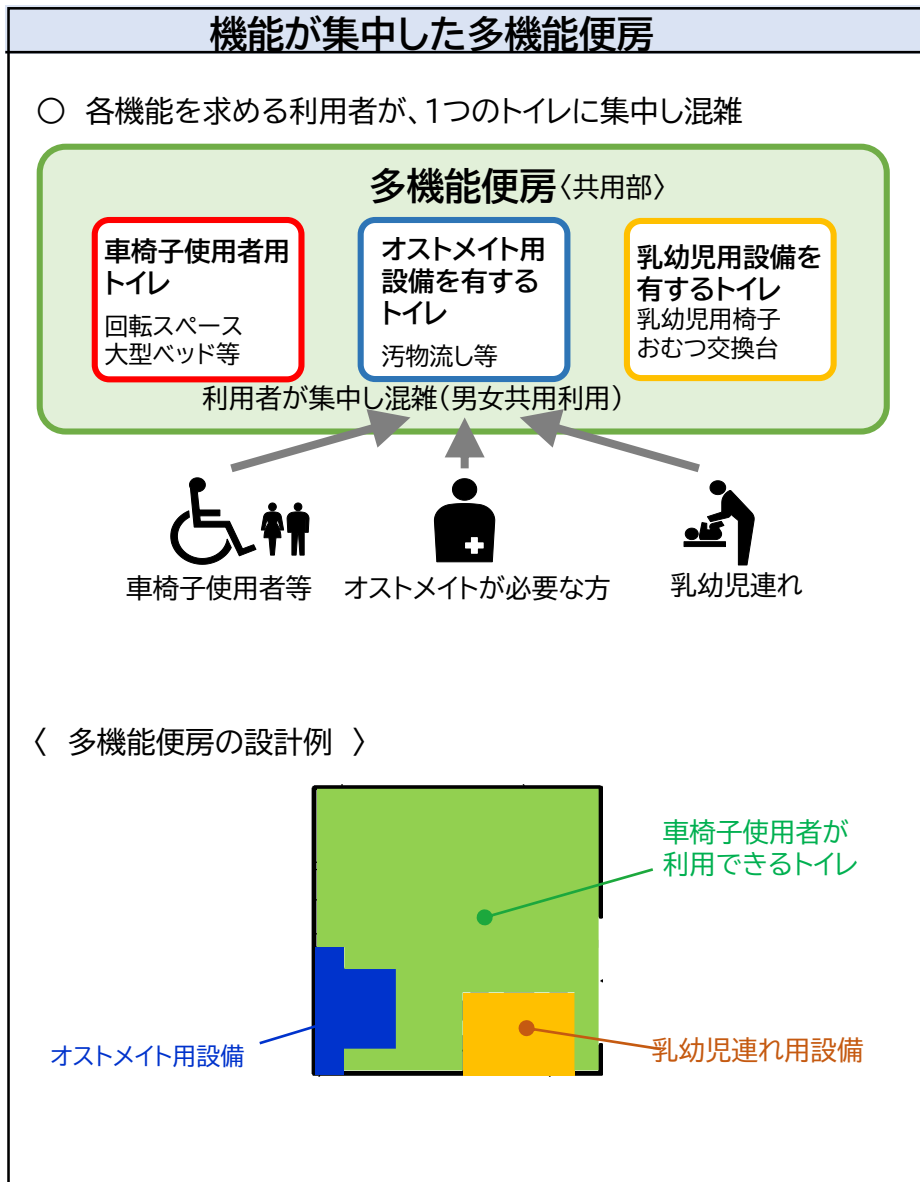
●本体:P2-135抄 ①



【主な改正事項】

多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置付けて、便所の構成を示すモデル例の見直しや分散配置の設計例を追加。

●本体:P2-112抄



# 便所・洗面所に係る改正（４） 続き 1

- 【主な改正事項】①設計者・建築主等には各種便房内の導入機能について検討して頂き、分散化を推進するため、「多機能便房」の設計標準は削除。  
②高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置付ける。

## 現行

### 【設計の考え方】

●本体:P2-81抄

①②

### 【2.7.2 多機能便房の設計標準】

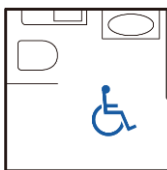
多機能便房は車椅子使用者用便房に、他の機能を付加するものである。

- ・設置する設備・機能については、(3)オストメイト用設備を有する便房、(4)大型ベッド付き便房、(5)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を参照。

※:今回の改正・見直し部分

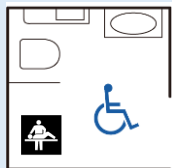
### <解説>

#### ●車椅子使用者用便房

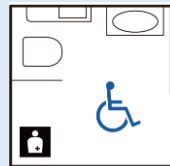


#### ●多機能便房

##### 大型ベッド付き便房



オストメイト用設備を有する車椅子使用者便房



乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台便房を有する車椅子便房



## 改正

### 【設計の考え方(抜粋)】

①②

### (多機能便房の設計標準を削除)

●本体:P2-112抄

高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して「高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)」と位置付ける。

設計標準の「個別機能を備えた便房」等は以下の通りである。

- ・車椅子使用者用便房／車椅子使用者用便房(ベッド付き)
- ・オストメイト用設備を有する便房
- ・乳幼児用設備を有する便房

※利用想定等を十分に考慮し、個別機能を組み合わせた便房もある。

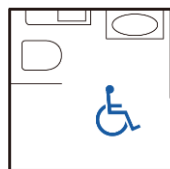
### <解説>

### 高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)

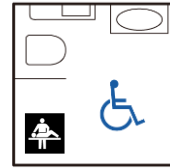
#### > 分散配置を考慮した個別機能を備えた便房

●本体P2-112

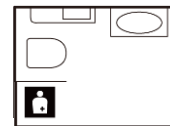
##### ●車椅子使用者用便房



##### ●車椅子使用者便房(大型ベッド付き)

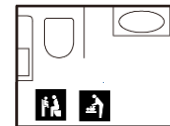


##### ●オストメイト用設備を有する便房



##### ●乳幼児用設備を有する便房

例:乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台の設置



> 個別機能を組み合わせた便房(利用想定等を十分に考慮)(別添2・p23参照)



# 便所・洗面所に係る改正（４） 続き 2

【主な改正事項】 ①「多機能便房内の機能の分散化」に関する手法を明確にしつつ、設置すべき「個別機能を備えた便房」について明確化

②分散配置を考慮した「個別機能を備えた便房」をそれぞれ図示

## 現行

### 【設計の考え方】

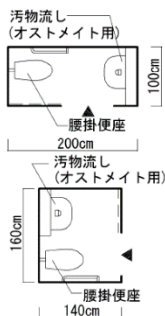
- 「車椅子使用者用便房」にオストメイト用設備や大型ベッド、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。

このため、便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房 ※1」を設けることを基本的な考え方とする。

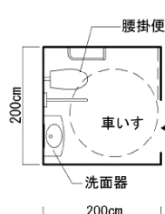
### 【モデル例】

#### ●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房



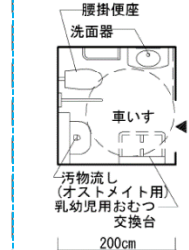
○車いす使用者用便房



○大型ベッド付便房



○多機能便房



- ※1：「個別機能を備えた便房」とは、以下の4つ
- ・車椅子使用者便房
  - ・オストメイト用設備を有する便房
  - ・大型ベッド付き便房
  - ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

※：今回の改正・見直し部分

## 改正

### 【設計の考え方】

- 「車椅子使用者用便房」に加え、オストメイト用設備や乳幼児用設備等を付加した便房(従来の「多機能便房」)については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。

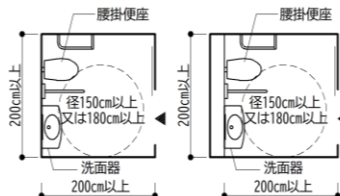
このため、便所・便房の整備においては施設用途や利用者のニーズを踏まえ、車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)を男女が共用できる位置に1以上設けることに加え、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ設備を有する便房等の個別のニーズに対応した便房を男女それぞれの便所又は男女が共用できる位置に分散配置する工夫等、「個別機能を備えた便房」を適切に設けて機能分散することを基本的な考え方とする。

### 【モデル例】

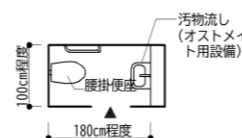
#### ●分散配置を考慮した個別機能を備えた便房

本体P2-128抄

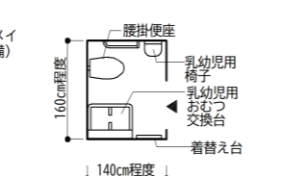
○車椅子使用者用便房



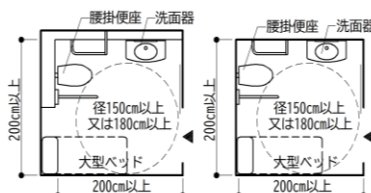
○オストメイト用設備を有する便房



○乳幼児用設備を有する便房  
(バビーカーと共に入ることができる寸法)



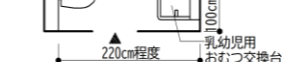
○車椅子使用者用便房  
(大型ベッド付)



○オストメイト用設備を有する便房



○乳幼児用設備を有する便房



# 便所・洗面所に係る改正（5）

- 【主な改正事項】**
- ① 高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の室名表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う旨を追加。
  - ② 高齢者障害者等用便房の案内表示の設計例を追加。

現行

【表示板】 ①

(トイレは特になし)

【設計例】 ②

(なし)

改正

【便房の機能を示す表示板(標識)】

・高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。

【設計例】



・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内図



・男性トイレ入口前の表示(便房内に設置された乳幼児用設備等を表示した点字併記の案内図)



・車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)の表示  
介助ベッドのピクトグラム表示と便房内の案内図



○個別機能を備えた便房の表示例(男女共用便房)

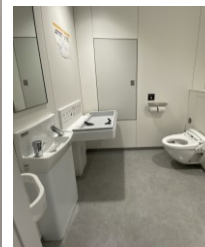
(オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房等)



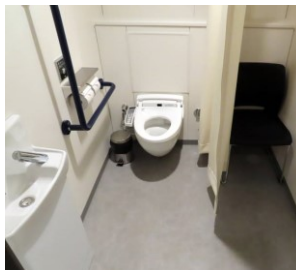
・オストメイト用設備を有する便房



・乳幼児用設備を有する便房



・異性による介助・同伴利用者等が利用可能な便房



・各種男女共用便房の表示と配置例

●本体P2-124~126

# 便所・洗面所に係る改正（5）続き1

- 【主な改正事項】**
- ① 高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の室名表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う旨を追加。
  - ② 高齢者障害者等用便房の案内表示の設計例を追加。

## 改正

●本体P2-126~127

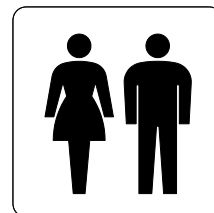
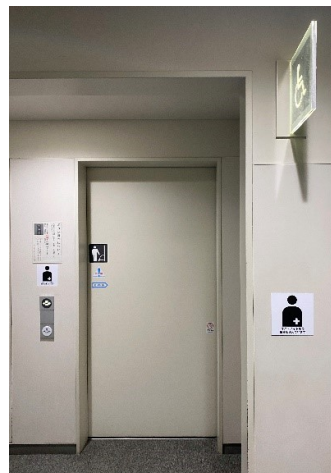


・車椅子使用者用(左)と乳幼児用設備を有する便房(右)を分散配置して表示



・男性トイレ入口前の表示(便房内の設置された設備や機能を表示、点字併記)

○個別機能を組み合わせた便房の表示例(利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者便房に個別機能を付加した便房)



JIS Z8210 案内用図記号

- ・男女共用お手洗 All gender toilet
- ・便房設備(機能)の表示に合わせて、「男女共用トイレ」のピクトグラムを付加することにより、異性による介助・同伴利用者、性的マイノリティの方が利用しやすい便房となる。

・全ての障害者を対象とした国際シンボルマークとオストメイト用設備のピクトグラムのみを表示



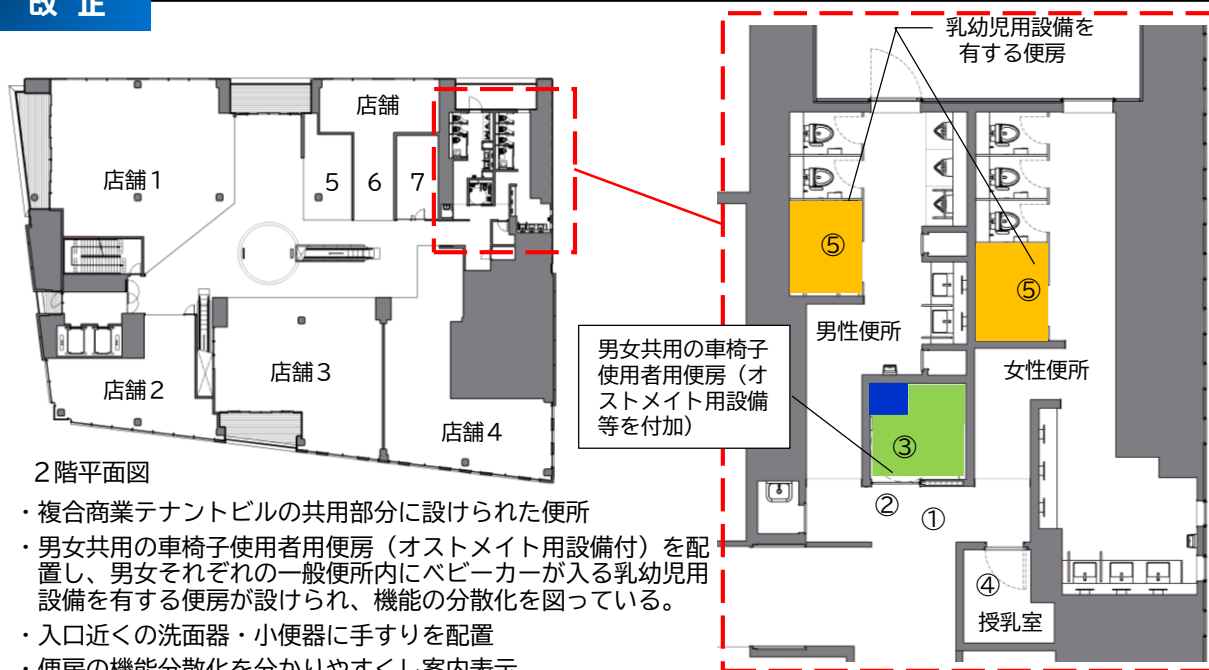
・全ての障害者を対象とした国際シンボルマークと乳幼児用設備のピクトグラムの表示

# 便所・洗面所に係る改正（5） 続き2

【主な改正事項】個別機能を組み合わせた便房に加えて、乳幼児用設備は男女それぞれに機能分散化した設計例の追加。

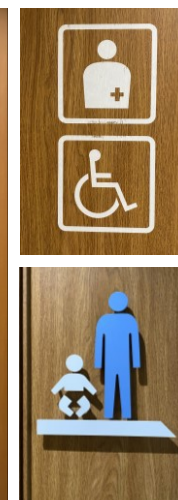
●本体P2-116

## 改正



2階平面図

- ・複合商業テナントビルの共用部分に設けられた便所
- ・男女共用の車椅子使用者用便房（オストメイト用設備付）を配置し、男女それぞれの一般便所内にベビーカーが入る乳幼児用設備を有する便房が設けられ、機能の分散化を図っている。
- ・入口近くの洗面器・小便器に手すりを配置
- ・便房の機能分散化を分かりやすく案内表示



②便所設備（機能）の分散配置を示した表示  
全ての障害者を対象とした国際シンボルマークとオストメイト用設備のピクトグラムのみ表示。



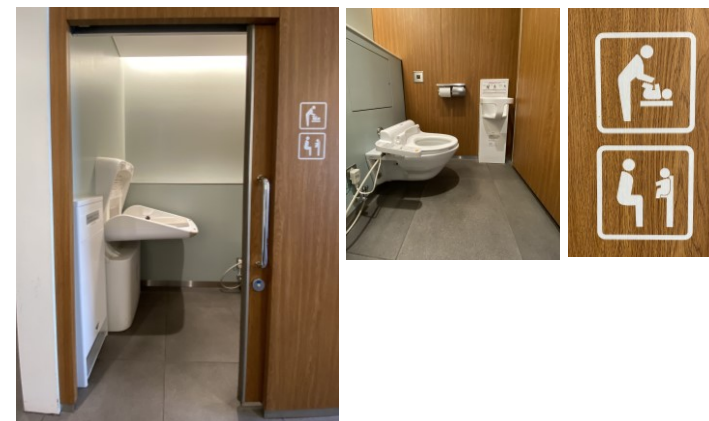
①共用部における便所設備（機能）の表示  
一般便所出入口に乳幼児用設備が有する案内表示や授乳室等を表示して誘導している。



③男女共用の車椅子使用者用便房  
（オストメイト用設備付）



④授乳室



⑤一般便房内の乳幼児設備を備えた便房  
（W120cm×L200cm：ベビーカーとともに利用可）

# 便所・洗面所に係る改正（6）

- 【主な改正事項】**
- ①大型ベッドの使用時において介助者は1人の場合が多いため、介助を要する方の転落防止に配慮し、安全を確保する旨を追記
  - ②車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)の200cm以上角のモデル例を、電動車椅子が360°回転できる径150cm又は180cm以上の円が内接できるスペースを設け、ライニング等を含めない内法寸法をモデル例を参考に示す。
  - ③大型ベッドの折り畳みや人の出入りの動作に配慮した大型ベッドの構造・位置についての記述と設計例を追加

**現行** ●本体:P2-80抄

**【空間の確保等】**  
 ・車椅子の動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

① (記載なし)

② (記載なし)

**【モデル例】**  
 ●大型ベッド付き便房 ※1

腰掛便座 洗面器 車いす 大型ベッド

200cm以上

**【設計例】**

**改正** ●本体P2-138・139

**【空間の確保等】**  
 ・車椅子から大型ベッドへの移乗動作や介助者の動作を考慮し、便房内には十分なスペースを確保する。

① 大型ベッドの設置位置は、介助者の作業のしやすさや大型ベッドからの片側への転落を防止し、安全性の確保等に十分配慮したものとす。

② 折畳み式大型ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。

・緊急時において、折畳み式大型ベッド等を使用している状態でも人の出入りできるよう、大型ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。

**<留意点:大型ベッドの折り畳み忘れ>**  
 ・折畳み式大型ベッドを使用した後、利用者は折り畳み忘れなく、元に戻して退出する。次の利用者が円滑に入室できること必要である。

**【モデル例】**  
 ●車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)

腰掛便座 洗面器

200cm以上

200cm以上

150cm以上又は180cm以上

大型ベッド

**【設計例】**

③

ベッド折り畳み時

ベッド使用時

※1:大型ベッド付き便房について  
 ・大型ベッド付き便房は車椅子使用者用便房に、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加したものである。

※:今回の改正・見直し部分

# 便所・洗面所に係る改正（7）

**【主な改正事項】** ①大型ベッドの使用目的を追記  
 ②車椅子使用者用便房内に設置する大型ベッドの寸法を「150～180cm程度」×「60～80cm程度」に見直し  
 （介助者等からの大型ベッド付き便房のベッドの大型化を求めるニーズに対応するため）

**現行** ●本体:P2-80抄

**<留意点>大型ベッドの寸法**

- 大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

**【モデル例】** ●本体:P2-89

- 大型ベッド1 (幼児～大人まで:折畳み収納型)
- 大型ベッド2 (幼児～大人まで:折畳み収納型)

**改正** ●本体:P2-138抄

**<留意点>大型ベッドの寸法** ①

- 大型ベッドは、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用されるものである。
- 大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法は、施設用途や施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

**【モデル例】** ●本体:P2-139抄

- 折り畳み大型ベッド(幼児～大人まで)の例 ②

**短辺方向に折り畳む大型ベッド**

**長辺方向に折り畳む大型ベッド**

**【モデル例】**

※:今回の改正・見直し部分

# 便所・洗面所に係る改正（8）

- 【主な改正事項】**
- ① 車椅子使用者用便房の腰掛便座の座面の高さ「40～45cm程度」を、標準的な整備として「42～45cm程度」に変更  
(座面が低いと腰掛便座から車椅子への移乗が困難な場合があるため)
  - ② 座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し設ける背もたれに関する記載を、留意点から本文に変更

**現行**

**【設計標準:車椅子使用者用便房の便器】** ●本体:P2-79抄

- ・車いすですできるだけ接近できるよう、床置き便器の前面は、フットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。 ①

**<留意点>背もたれ**

- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを設けるとよい。

**【モデル例】** ●本体:P2-87抄

●車椅子使用者用便房

**改正**

●本体:P2-136～8抄

**【設計標準:車椅子使用者用便房の便器】**

- ・車椅子で接近できるよう、床置き便器の前面は、フットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすいように配慮し、蓋のない状態で、42～45cm程度とする。 ①
- ・高齢者、障害者等の利用ニーズや施設用途、利用者の体格等を踏まえて、座面高さは適切に設定することが望ましい。
- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを適切に設ける。 ②

**【モデル例】**

●車椅子使用者用便房

※:今回の改正・見直し部分

# 便所・洗面所に係る改正（9）共通事項

**【主な改正事項】** 歩行困難な高齢者や杖使用者等の利用を想定した手すり付き小便器・洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設けることについて記述を追加

**現行** ●本体:P2-84・85 ●本体:P2-92

**【小便器】**  
 ・床置き又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)等は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。  
 ・1以上の小便器には、手すりを設ける。  
 (記載なし)

**【洗面器】**  
 ・1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかけられる等の配慮を行う。  
 (記載なし)

**【モデル例】**

**改正** ●本体P2-119・120

**【小便器】**  
 ・1以上の床置き又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)には、杖使用者等の肢体不自由等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。  
 ・上記の小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

**【洗面器】**  
 ・1以上の洗面器には、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。  
 ・手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

**【モデル例】**

※:今回の改正・見直し部分

**【主な改正事項】** 非常時における聴覚障害者等に配慮し、便所の便房に光警報装置(フラッシュライト)を設けた設計例を追加

**現行** ●本体:P2-85

**【便所・洗面所における非常警報】**  
 ・便房内でも聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。  
**【設計例】**  
 (記載なし)

**改正** ●本体P2-121・122

**【便所・洗面所における非常警報】**  
 ・便所及び便房内では聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。  
**【設計例】**  
 ●便房内の上部にフラッシュライトを設ける例

※:今回の改正・見直し部分



# 便所・洗面所に係る改正（10）共通事項

- 【主な改正事項】**
- ① 全ての便房に共通して、腰掛便座の横壁面に、紙巻器、ボタンを設ける場合は、JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に基づくものとする（これまででは個別機能・簡易型機能を備えた便房のみ）
  - ② 洗浄ボタン等は文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保する旨を記述して、設計例を追加
  - ③ 便器洗浄装置等に表示する操作系ピクトグラムは、（一社）日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとすることが望ましい旨を追加

**現行**

●本体:P2-76・82抄

**【設計標準:個別機能・簡易型機能を備えた便房】** ①

- ペーパーホルダー、ボタン
- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

**【設計標準:その他の便房の設計標準】**

- ペーパーホルダー、ボタン ●本体:P2-83抄
- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とすることが望ましい。①

(記載なし) ②

(記載なし) ③

**【モデル例】** ②

- 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)
- 洗浄ボタンと呼び出しボタンは誤操作がないように20~30cm程度離す

(なし)

**改正**

●本体:P2-129~130抄

**【設計標準:便所・洗面所(共通事項)】** ①

- 紙巻器、ボタン
- ・腰掛便座の横壁面に、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンを設ける場合は、JIS S 0026（操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に基づくものとする。
- ・便器洗浄ボタン及び呼出ボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものを選定し、分かりやすいボタン表示とする。②
- ・多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは、一般社団法人日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとすることが望ましい。③

**【モデル例】**

- 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)
- 洗浄ボタンと呼び出しボタンは誤操作がないように20~30cm程度離す

**【設計例】** ②

- ・JIS S 0026に則って配置された紙巻器、ボタン、手すり、手洗い器
- ・便房の分かりやすい操作ボタンの色・素材やコントラストのある図記号(ピクトグラム)を組合わせた工夫

**【設計例】** ②

一般社団法人 日本レストルーム工業会「標準ピクトグラム」  
[https://www.sanitary-net.com/trend/pictogram/pictogram\\_download.html](https://www.sanitary-net.com/trend/pictogram/pictogram_download.html)

※:今回の改正・見直し部分

# 便所・洗面所に係る改正（11）共通事項

【主な改正事項】①「個別機能を備えた便房」に適用していた案内表示の設計標準は、「全ての便房」に共通して適用することに変更  
 ②訪日外国人にもより分かりやすい案内用図記号とするため、改正されたJIS Z8210(案内用図記号)の内容を反映

**現行**



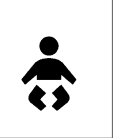





【設計標準：個別機能を備えた便房の設計標準】<sup>①</sup> ●本体:P2-77抄

●案内表示

- ・便所の付近には、便所があることを表示する表示板(標識)を設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容がJIS Z8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの)とする。
- ・男女が共用できる位置に設けた便房の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。
- ・便房の戸には、便房の設備内容を、文字や図記号等により、わかりやすく表示することが望ましい。

【モデル例】<sup>②</sup>

●便房設備の表示例 ●本体:P2-168抄

				
障害がある人が使える設備	オストメイト	乳幼児		
				
お手洗 Toilets	男子 Men	女子 Women	オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ	男女共用

**改正**

【設計標準：便所・洗面所の設計標準(共通事項)】<sup>①</sup> ●本体:P2-122~125抄

●案内表示  
・(同左)

【モデル例】<sup>②</sup>

				
男女共用お手洗 All gender toilet	お手洗 Toilets	男性 Men	女性 Women	子どもお手洗 Children's toilet
				
障害のある人が使える設備 Accessible facility	介助用ベッド Care bed	オストメイト用設備／オストメイト Facilities for Ostomy or Ostomate	乳幼児用設備 Nursery	おむつ交換台 Diaper changing table
				
着替え台 Changing board	ベビーチェア Baby chair	洋風便器 Sitting style toilet	温水洗浄便座 Spray seat	和風便器 Squatting style toilet

※:今回の改正・見直し部分

# すべての建築物に共通する改正（1）

【主な改正事項】聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示として、手話マーク・筆談マーク(全日本ろうあ連盟)を紹介

## 現行

### 【共通する計画・設計のポイント】

●本体:P2-10抄

#### ●人的対応チェックポイント

- ・聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示(耳マーク※  
①等)、視覚障害者、聴覚障害者等に対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具は配備されているか

※窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

(記載なし)

#### 【例】

●本体:P2-116抄



(なし)

## 改正

### 【案内・誘導、備品等の貸出しによる利用者支援】

●本体P2-11

#### ●聴覚障害者等の利用

- ・受付カウンター等に、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、タブレット端末等を常備し、「筆談で対応します。」「卓上対話支援機器等の用意があります。」という案内や筆談等の支援に関する表示(耳マーク※1、**手話マーク・筆談マーク※2**)を設置する。

※1 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

※2 窓口、受付に設置した場合、「手話で対応します」「筆談で対応します」という意味のシンボルマーク。(一般財団法人)全日本ろうあ連盟が策定しており、利用のための申請等は不要である。

#### 【例】

※1

※2



・難聴者への筆談対応を示すマークが設置されたカウンター（受付、窓口等に設置して、聴覚障害者への対応を行っていることを示すことができる。）

# 基本寸法等に係る改正 (たたき台) (1)

【主な改正事項】 座位変換型車椅子の持つリクライニング・ティルト機構の解説とそれらを用いた場合の車椅子全長が大きくなることを追加

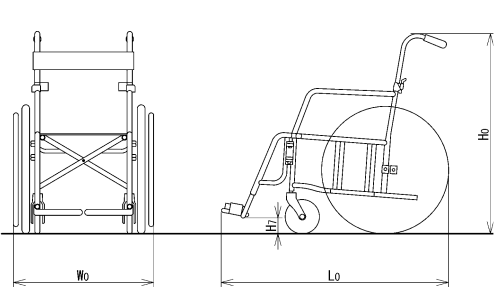
## 現 行

●本体:P2-250抄

### 【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

#### ①手動車椅子

##### ■自走用標準型車椅子の例(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)



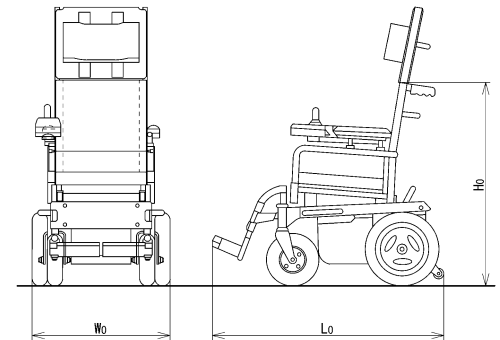
■JIS T 9201(手動車椅子)における手動車椅子の寸法(単位:mm)

部位	寸法値 <sup>b)</sup>
全長(L <sub>0</sub> )	1200以下
全幅(W <sub>0</sub> )	700以下
フットプレート高(H <sub>7</sub> )	50以上
全高(H <sub>0</sub> ) <sup>a)</sup>	1200以下

a)ヘッドサポートを外した時  
b)リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

#### ②電動車椅子

##### ■電動車椅子(自操用標準型)の例 (JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)



■JIS T 9203(電動車椅子)における電動車椅子の最大寸法(単位:mm)

区分	最大寸法 <sup>a)</sup>
全長(L <sub>0</sub> )	1200
全幅(W <sub>0</sub> )	700
全高(H <sub>0</sub> ) <sup>a)</sup>	1200

a)リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。  
b)ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

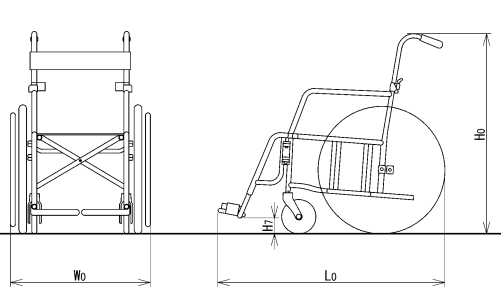
## 改 正

●本体:P2-286

### 【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

#### ①手動車椅子

##### ■自走用標準型車椅子の例(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)



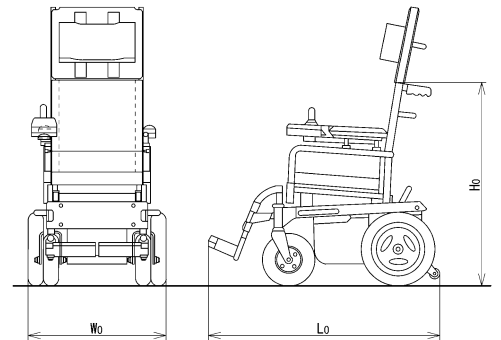
■JIS T 9201(手動車椅子)における手動車椅子の寸法(単位:mm)

部位	寸法値 <sup>b)</sup>
全長(L <sub>0</sub> )	1200以下
全幅(W <sub>0</sub> )	700以下
フットプレート高(H <sub>7</sub> )	50以上
全高(H <sub>0</sub> ) <sup>a)</sup>	1200以下

a)ヘッドサポートを外した時  
b)リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

#### ②電動車椅子

##### ■電動車椅子(自操用標準型)の例 (JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)



■JIS T 9203(電動車椅子)における電動車椅子の最大寸法(単位:mm)

区分	最大寸法 <sup>a)</sup>
全長(L <sub>0</sub> )	1200
全幅(W <sub>0</sub> )	700
全高(H <sub>0</sub> ) <sup>a)</sup>	1200

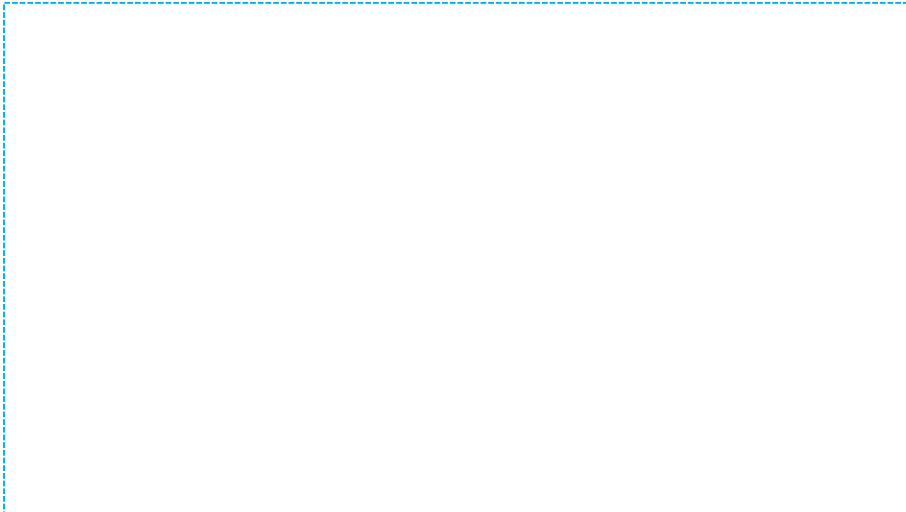
a)リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。  
b)ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

# 基本寸法等に係る改正 (2)

【主な改正事項】 座位変換型車椅子の持つリクライニング・ティルト機構の解説とそれらを用いた場合の車椅子全長が大きくなることを追加

## 現行

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】 ●本体:P2-250抄



(記載なし)

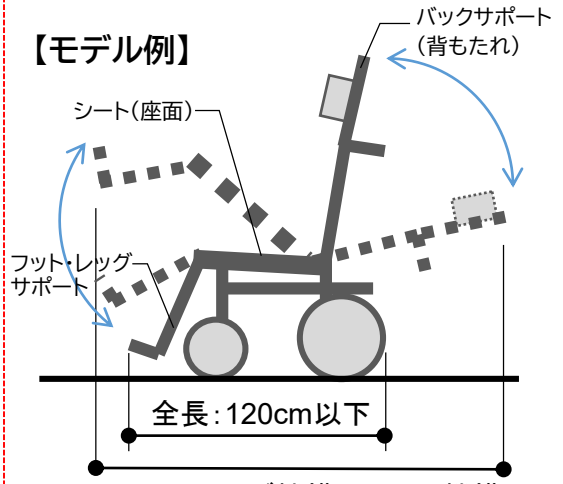
## 改正

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】 ●本体:P2-287

### ③座位変換型の(電動)車椅子

- ・座位変換型の(電動)車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。
- ・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート(背もたれ)やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート(座面)との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。
- ・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、JISに示される全長120cmに比べて大きくなる。

### 【モデル例】



介助用ティルト&リクライニング式の手動車椅子の例

リクライニング機構・ティルト機構  
使用時の全長の例: 約145~165cm程度  
(寸法はあくまで例であり、これより大きなものもある)

※: 今回の改正・見直し部分

# エレベーターに関する改正（1）

【主な改正事項】一度に多くの車椅子使用者等が集中する施設の大型エレベーターの設計例を追加

## 現行

### 【エレベーターの設計標準】

●本体:P2-179抄

#### ●設置数、配置

・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、かごの大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。

#### 【設計例】

(なし)

## 改正

### 【エレベーターの設計標準】

#### ●設置数、配置

・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者等が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、籠の大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。

#### 【設計例】

●本体P2-97



・一度の多くの車椅子使用者等が乗降できるエレベーターの扉（扉幅180cm(2枚両側引戸)、かご内の幅210cm、30人乗り）

出典：(独)日本スポーツ振興センター「新国立競技場整備事業におけるユニバーサルデザインワークショップについて」

※:今回の改正・見直し部分

# エレベーターに関する改正（2）

【主な改正事項】 ①座位変換型の車椅子使用者等に配慮し、主要な経路上のエレベーターの籠の奥行きは、150cm以上が望ましい旨を追加  
 ②エレベーターのかごの大きさに関するJIS寸法を参考として追加  
 ③座位変換型の車椅子使用者等やストレッチャーの利用が可能な奥行きのあるエレベーターについての設計例を追加

**現行**

【エレベーターの設計標準】 ●本体:P2-63抄

●かごの広さ

① ②

・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。

・主要な経路上以外のエレベーターでも、かごの奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。

(なし)

③

・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮したかご形状とする。

【設計例】

(なし)



**改正**

下線は法令上の適合義務基準

●本体P2-98・99

【エレベーターの設計標準】

●かごの広さ

① ②

・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。

・座位変換型の電動車椅子使用者等の利用に配慮し、主要な経路上のエレベーターの籠の奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。

・主要な経路上以外のエレベーターでも、かごの奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。

・JIS A4301に定められたエレベーターの籠の大きさ等(抜粋)

最大定員 (人)	かごの内法寸法		有効出入口 寸法(cm)
	間口(cm)	奥行き(cm)	
9	105	152	80
11	140	135	80
13	160	135	90
15	160	150	90
17	180	150	100
	200	135	110
20	180	170	100
	200	150	110
24	200	175	110
	215	160	

※JISの表中の間口と奥行の寸法を入れ替えて製作することが可能(奥行160cm以上とする場合、間口寸法も参照可)

・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮したかご形状とする。

③

【設計例】

・座位変換型の車椅子使用者等や緊急時のストレッチャーの利用が可能な奥行き250cmの15人乗エレベーター

※: 今回の改正・見直し部分

# 駐車場に関する改正

【主な改正事項】①大型の車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m以上)に対応した車椅子使用者用駐車施設等の必要な有効高さを確保する。  
 ②既存の車椅子使用者用駐車施設等における車両制限の制約により、駐車できない場合には運用面での柔軟な対応に備える。

## 現行

【駐車場の設計標準】 ●本体:P2-31抄

### ③屋根、庇

・車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根又は庇を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

<留意点>リフト付き車両の高さ  
 一般的なリフト付き車両の高さは、230cm程度である。

### 【モデル例】

(なし)

### 【設計例】

(なし)

### 【対応例】

(なし)

## 改正

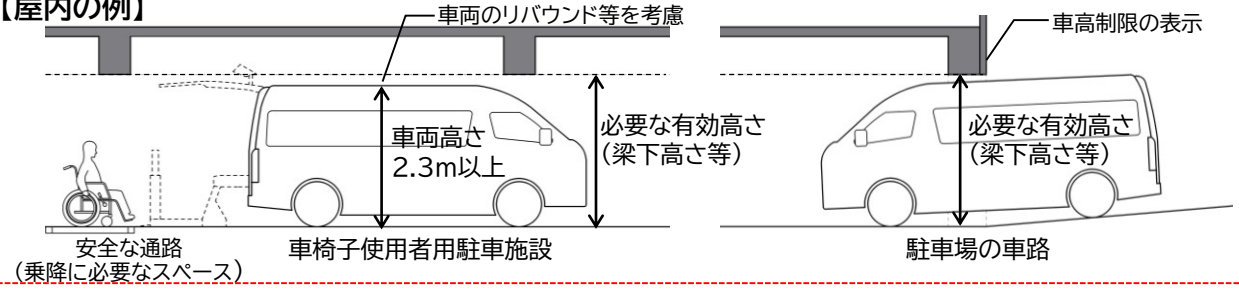
【駐車場の設計標準】

### (2)車椅子使用者用駐車施設の幅、空間の確保等

●本体P2-60 ①

・車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペース等を屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要な有効高さ(梁下高さ等)を確保する。(改修等で対応が困難な場合を除く。)

#### 【屋内の例】



●本体P2-66

・既存の車椅子使用者用駐車施設等において、車両高さ制限の制約により、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等(車高230cm以上)の駐車ができない場合には、乗り降り可能な場所を別途確保する、当該車両が駐車できるスペースに誘導する工夫を行う等、運用面での柔軟な対応を行うことができるように備える。②

#### 【車椅子使用者用駐車施設の車高制限を超えた場合の対応例】

	既存駐車場内において、一部のエリアで車高が確保できる場合には、車椅子使用者用駐車施設を設け、当該エリアの車高制限や誘導案内表示を行う。
1	同一敷地内の臨時の車椅子使用者用駐車施設(屋外)に駐車誘導する。
2	同建築物内のマイクロバス専用駐車場等に代替として駐車誘導する。
3	提携する近隣のホテルや民間の車椅子使用者用駐車場に駐車誘導する。
	(共通)施設のHP等において駐車可能な車両高さ等の情報提供を行う。事前連絡受付、事前連絡が無くても柔軟に対応する。

### 【設計例】

●本体P2-61 ①



・庇(天井高さ3.5m)が設けられ、車椅子用リフト付き福祉車両等の利用を想定した奥行き(5.9m)と後部ドア側の通路(幅1.5m)が確保された車椅子使用者用駐車施設

※:今回の改正・見直し部分



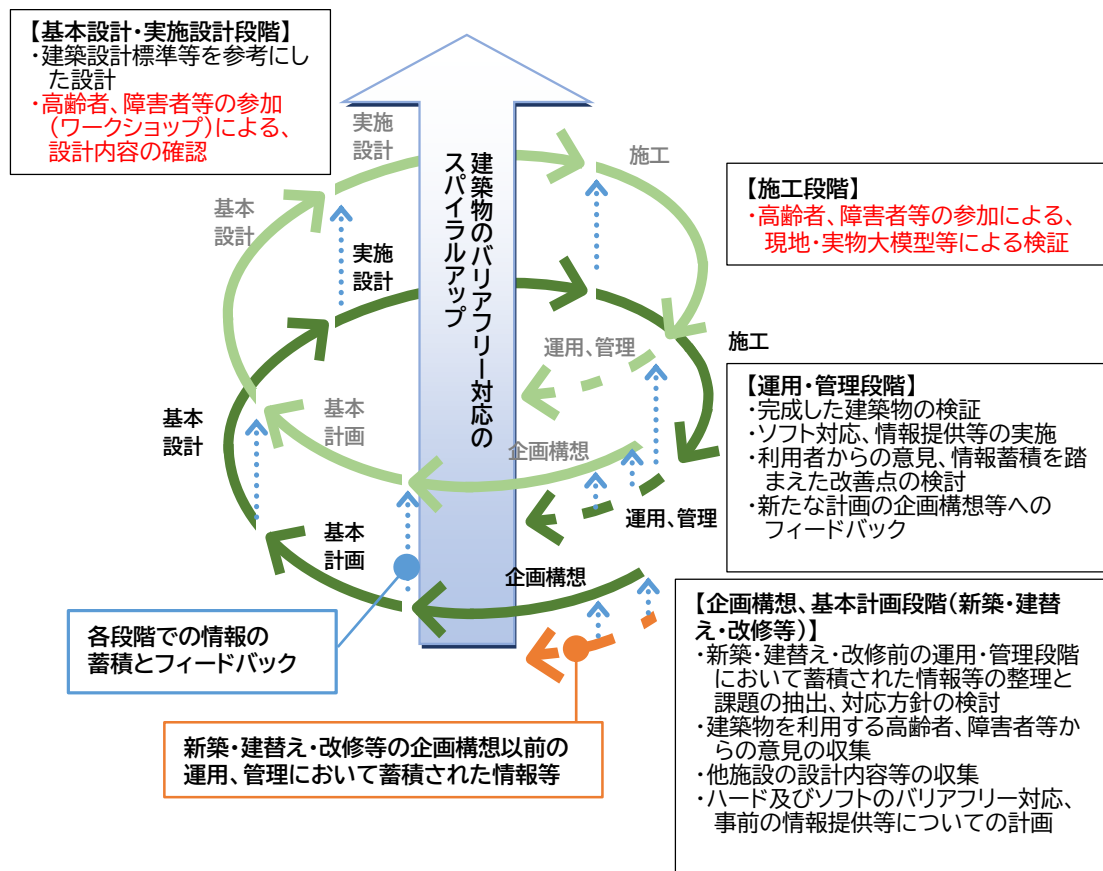
# 設計事例集

# 設計事例集 (きめ細かな設計上の配慮や手法を参考に、適切なバリアフリー設計を考える)

1. 静岡県立浜松大平台高等学校
2. 西葛西・井上眼科病院
3. 国立競技場
4. 広島市民球場
5. 刈谷市総合文化センター
6. カスミ筑波大学店
7. アイン薬局 桜川店
8. 富士レークホテル
9. 京王プラザホテル
10. ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田
11. いしかわ総合スポーツセンター
12. 木曾路 春日部店
13. 麺屋 淳陸屋 (じゅんぺいや)
14. Meets Smile (理容所)
15. 川口市駅東口地下駐車場
16. 坂戸駅北口公衆便所
17. 音羽山清水寺
18. 善光寺
19. 築地本願寺

【凡例】  
 赤字 : 障害当事者の意見を聞きながら、整備を進めた建築物  
 ピンク字: 小規模店舗

## 【スパイラルアップのイメージ】



「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、適切にバリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、関係する**高齢者、障害者等の参加**のもとで、**利用者の視点で検証し、その結果に基づき新たな施策や措置を講じることにより、段階的・継続的な発展を図ることが重要**であり、このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。

- (例) ・建築主等…検討体制のフレームワークや要求水準の設定等に導入  
 ・設計者 …設計検討体制の工夫やプロポーザル等で自主提案で実施

# 質問受付について

- 申込時のホームページ：<https://koushuukai.com/barrierfree/>
- 質問等は講習会後に、翌日の令和3年3月24日(水)までに、ライブ視聴画面の下にある「質問はこちら」にて受付を行います。なお、回答は上記の申込時のホームページにて後日公表します。

令和3年3月改正

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」講習会

WEB講習会（ライブ配信）2021年3月23日 15:00～

[質問はこちら](#)

ご質問される方は、パブリックコメント意見募集の結果をご参照下さい。同じ質問についてはご連絡下さいませよう宜しくお願い致します。

パブコメ意見募集結果URL：

<https://public-comment.e-gov.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=1552107038&Mode=1>

令和3年3月改正

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」講習会

ご質問受付

お名前：

勤務先：

TEL：

送信する

共生社会をつくるために…

設計者等の更なる資質の向上の一助として、国交省の建築設計標準を広く活用して頂き、**全ての人にとって使いやすい建築物を目指し、誰もが快適に暮らせる社会環境を整備していきましょう。**

**ご清聴ありがとうございました。**